



山形県公報

平成28年12月27日（火）
第2808号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

- 技能労務職員に関する規則等の一部を改正する規則……………（人 事 課） ……1328
- 失業者の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則……………（ 同 ） ……1333
- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（総務厚生課） ……1338

### 訓 令

- 山形県職員服務規程の一部を改正する訓令……………（人 事 課） ……1339
- 山形県職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令……………（ 同 ） …… 同
- 山形県公印規程の一部を改正する訓令……………（学事文書課） ……1340

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（村山総合支庁地域健康福祉課） ……1341
- 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業の廃止……………（ 同 ） …… 同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（ 同 ） …… 同
- 農用地利用配分計画の認可……………（農村計画課） …… 同
- 道路の区域の変更……………（村山総合支庁西村山建設総務課） ……1343
- 同……………（最上総合支庁建設総務課） …… 同
- 県道の供用の開始……………（ 同 ） ……1344
- 道路の区域の変更……………（置賜総合支庁建設総務課） …… 同
- 県道の供用の開始……………（ 同 ） …… 同
- 道路の区域の変更……………（庄内総合支庁建設総務課） …… 同
- 一般国道の供用の開始……………（ 同 ） ……1345
- 公共測量の終了の通知……………（県土利用政策課） …… 同
- 道路の位置の指定の廃止……………（村山総合支庁建築課） …… 同

### 教育委員会関係

#### 規 則

- 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則…………… 同

#### 訓 令

- 山形県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令……………1354
- 山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令…………… 同
- 山形県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令……………1355

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 山形県選挙管理委員の氏名等……………1357

人事委員会関係

規 則

- 山形県人事委員会規則 5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則…………… 同
- 山形県人事委員会規則 5-2（特殊勤務手当支給の基準と手続）の一部を改正する規則……………1362
- 山形県人事委員会規則 5-4（給与の支払監理）の一部を改正する規則…………… 同
- 山形県人事委員会規則 5-38（平成28年改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例）…………… 同
- 山形県人事委員会規則 6-1（職員の勤務時間に関する条例の施行手続）の一部を改正する規則……………1364
- 山形県人事委員会規則 6-3（職員の休日及び休暇に関する条例の施行手続）の一部を改正する規則… 同

企業局関係

規 程

- 山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程……………1372
- 山形県企業局就業規程の一部を改正する規程…………… 同
- 山形県企業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程……………1381

病院事業局関係

規 程

- 山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程……………1382
- 山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程……………1390
- 山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程……………1391

公 告

- 一般競争入札の公告……………（建築住宅課）…1396
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………（会 計 局）…1402
- 一般競争入札の公告……………（酒田光陵高等学校）… 同

規 則

技能労務職員に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第61号

技能労務職員に関する規則等の一部を改正する規則

（技能労務職員に関する規則の一部改正）

第1条 技能労務職員に関する規則（昭和33年4月県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「職員（）」を「職員（給与条例第11条第1項ただし書に規定する行政9級職員等及び同条第3項に規定する行政8級職員等並びに）」に改める。

別表第1を次のように改める。

## 別表第1

## 技能労務職給料表

| 職員の<br>区分 | 職務<br>の級 | 1 級     | 2 級     | 3 級     | 4 級     |
|-----------|----------|---------|---------|---------|---------|
|           | 号 給      | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    |
|           |          | 円       | 円       | 円       | 円       |
|           | 1        | 131,700 | 195,900 | 233,000 | 266,900 |
|           | 2        | 132,700 | 197,800 | 234,600 | 268,900 |
|           | 3        | 133,700 | 199,600 | 236,100 | 270,700 |
|           | 4        | 134,700 | 201,500 | 237,700 | 272,800 |
|           | 5        | 135,500 | 203,100 | 239,300 | 274,700 |
|           | 6        | 136,500 | 205,000 | 241,000 | 276,600 |
|           | 7        | 137,500 | 206,800 | 242,500 | 278,600 |
|           | 8        | 138,600 | 208,700 | 244,100 | 280,700 |
|           | 9        | 139,400 | 210,400 | 245,700 | 282,900 |
|           | 10       | 140,700 | 212,200 | 247,200 | 284,900 |
|           | 11       | 142,000 | 214,100 | 248,800 | 287,100 |
|           | 12       | 143,300 | 215,900 | 250,300 | 289,100 |
|           | 13       | 144,700 | 217,400 | 251,800 | 291,200 |
|           | 14       | 145,800 | 219,200 | 253,300 | 293,300 |
|           | 15       | 147,100 | 220,900 | 254,700 | 295,400 |
|           | 16       | 148,200 | 222,800 | 256,100 | 297,400 |
|           | 17       | 149,300 | 224,500 | 257,700 | 299,500 |
|           | 18       | 150,500 | 226,200 | 259,400 | 301,500 |
|           | 19       | 151,600 | 227,800 | 261,100 | 303,700 |
|           | 20       | 152,700 | 229,400 | 262,900 | 305,700 |
|           | 21       | 153,800 | 231,000 | 264,600 | 307,700 |
|           | 22       | 155,300 | 232,700 | 266,400 | 309,800 |
|           | 23       | 156,600 | 234,400 | 268,100 | 311,900 |
|           | 24       | 157,900 | 236,000 | 269,900 | 314,000 |
|           | 25       | 159,300 | 237,400 | 271,900 | 315,900 |
|           | 26       | 160,800 | 238,900 | 273,900 | 318,000 |
|           | 27       | 162,300 | 240,400 | 275,700 | 320,200 |
|           | 28       | 164,000 | 241,700 | 277,600 | 322,200 |
|           | 29       | 165,300 | 243,000 | 279,300 | 324,200 |
|           | 30       | 166,800 | 244,200 | 281,200 | 326,200 |
|           | 31       | 168,300 | 245,300 | 283,200 | 328,400 |
|           | 32       | 169,800 | 246,500 | 284,900 | 330,500 |
|           | 33       | 171,300 | 247,800 | 286,700 | 332,000 |
|           | 34       | 174,000 | 249,100 | 288,600 | 334,000 |

|   |    |         |         |         |         |
|---|----|---------|---------|---------|---------|
|   | 35 | 176,700 | 250,300 | 290,500 | 336,000 |
|   | 36 | 179,400 | 251,500 | 292,400 | 338,100 |
|   | 37 | 182,100 | 252,500 | 294,000 | 340,100 |
|   | 38 | 183,900 | 254,000 | 295,700 | 342,000 |
|   | 39 | 185,600 | 255,400 | 297,500 | 344,100 |
|   | 40 | 187,300 | 257,000 | 299,400 | 346,000 |
|   | 41 | 188,900 | 258,400 | 301,100 | 348,000 |
|   | 42 | 190,700 | 259,700 | 302,900 | 349,900 |
|   | 43 | 192,600 | 261,200 | 304,600 | 351,700 |
|   | 44 | 194,300 | 262,500 | 306,200 | 353,700 |
|   | 45 | 195,900 | 263,700 | 307,900 | 355,200 |
|   | 46 | 197,500 | 265,100 | 309,600 | 356,700 |
|   | 47 | 199,000 | 266,500 | 311,300 | 358,200 |
|   | 48 | 200,600 | 267,800 | 313,000 | 359,700 |
|   | 49 | 201,900 | 269,200 | 314,100 | 361,400 |
|   | 50 | 203,200 | 270,300 | 315,700 | 362,200 |
|   | 51 | 204,600 | 271,600 | 317,200 | 363,400 |
|   | 52 | 205,900 | 272,900 | 318,900 | 364,400 |
|   | 53 | 207,200 | 274,000 | 320,500 | 365,400 |
|   | 54 | 208,600 | 275,100 | 322,100 | 366,500 |
|   | 55 | 209,900 | 276,400 | 323,800 | 367,400 |
|   | 56 | 211,200 | 277,800 | 325,300 | 368,500 |
|   | 57 | 212,400 | 278,900 | 326,800 | 369,400 |
|   | 58 | 213,800 | 279,900 | 328,100 | 370,100 |
|   | 59 | 215,100 | 281,000 | 329,300 | 370,800 |
|   | 60 | 216,400 | 282,100 | 330,500 | 371,500 |
|   | 61 | 217,600 | 283,300 | 331,300 | 371,900 |
| 再 | 62 | 218,700 | 284,300 | 332,200 | 372,500 |
| 任 | 63 | 219,600 | 285,100 | 333,000 | 373,300 |
| 用 | 64 | 220,700 | 286,200 | 333,800 | 374,000 |
| 職 | 65 | 221,900 | 287,000 | 334,700 | 374,300 |
| 員 | 66 | 222,900 | 287,900 | 335,100 | 375,000 |
| 以 | 67 | 223,800 | 288,700 | 335,900 | 375,700 |
| 外 | 68 | 224,800 | 289,600 | 336,700 | 376,400 |
| の | 69 | 225,500 | 290,600 | 337,500 | 376,700 |
| 職 | 70 | 226,400 | 291,400 | 338,200 | 377,400 |
| 員 | 71 | 227,300 | 292,200 | 338,900 | 378,100 |
|   | 72 | 228,200 | 293,000 | 339,700 | 378,700 |
|   | 73 | 228,900 | 293,900 | 340,200 | 379,000 |

|     |         |         |         |         |
|-----|---------|---------|---------|---------|
| 74  | 229,900 | 294,400 | 340,800 | 379,600 |
| 75  | 230,700 | 294,800 | 341,300 | 380,300 |
| 76  | 231,700 | 295,300 | 341,900 | 380,900 |
| 77  | 232,400 | 295,400 | 342,200 | 381,400 |
| 78  | 233,200 | 295,800 | 342,700 | 381,900 |
| 79  | 234,200 | 296,000 | 343,100 | 382,500 |
| 80  | 235,200 | 296,400 | 343,600 | 383,000 |
| 81  | 236,000 | 296,600 | 344,100 | 383,500 |
| 82  | 236,700 | 296,800 | 344,600 | 384,100 |
| 83  | 237,300 | 297,200 | 345,100 | 384,600 |
| 84  | 238,100 | 297,500 | 345,600 | 384,900 |
| 85  | 238,900 | 297,800 | 345,900 | 385,300 |
| 86  | 239,600 | 298,100 | 346,300 | 385,900 |
| 87  | 240,300 | 298,400 | 346,800 | 386,300 |
| 88  | 241,000 | 298,800 | 347,200 | 386,700 |
| 89  | 241,700 | 299,100 | 347,500 | 387,100 |
| 90  | 242,500 | 299,500 | 348,000 | 387,600 |
| 91  | 243,300 | 299,800 | 348,500 | 388,000 |
| 92  | 244,100 | 300,200 | 348,900 | 388,400 |
| 93  | 244,800 | 300,300 | 349,100 | 388,700 |
| 94  | 245,500 | 300,500 | 349,500 |         |
| 95  | 246,200 | 300,900 | 350,000 |         |
| 96  | 246,900 | 301,300 | 350,400 |         |
| 97  | 247,500 | 301,500 | 350,500 |         |
| 98  | 248,300 | 301,800 | 351,000 |         |
| 99  | 249,000 | 302,300 | 351,400 |         |
| 100 | 249,700 | 302,700 | 351,700 |         |
| 101 | 250,400 | 302,900 | 352,000 |         |
| 102 | 250,900 | 303,200 | 352,400 |         |
| 103 | 251,300 | 303,600 | 352,800 |         |
| 104 | 251,800 | 303,900 | 353,200 |         |
| 105 | 252,100 | 304,100 | 353,700 |         |
| 106 |         | 304,400 | 354,100 |         |
| 107 |         | 304,800 | 354,500 |         |
| 108 |         | 305,100 | 354,900 |         |
| 109 |         | 305,300 | 355,400 |         |
| 110 |         | 305,700 | 355,800 |         |
| 111 |         | 306,200 | 356,100 |         |
| 112 |         | 306,500 | 356,500 |         |

|           |     |         |         |         |         |
|-----------|-----|---------|---------|---------|---------|
|           | 113 |         | 306,600 | 357,000 |         |
|           | 114 |         | 306,900 |         |         |
|           | 115 |         | 307,200 |         |         |
|           | 116 |         | 307,600 |         |         |
|           | 117 |         | 307,800 |         |         |
|           | 118 |         | 308,000 |         |         |
|           | 119 |         | 308,300 |         |         |
|           | 120 |         | 308,600 |         |         |
|           | 121 |         | 309,000 |         |         |
|           | 122 |         | 309,200 |         |         |
|           | 123 |         | 309,500 |         |         |
|           | 124 |         | 309,800 |         |         |
|           | 125 |         | 310,100 |         |         |
| 再任用<br>職員 |     | 191,100 | 219,200 | 260,100 | 279,900 |

備考 この表は、非常勤職員以外の職員に適用する。

|         |    |   |    |       |
|---------|----|---|----|-------|
| 別表第4の2中 | 36 | を | 36 | に改める。 |
|         | 36 |   | 36 |       |
|         | 37 |   | 37 |       |
|         | 38 |   | 37 |       |
|         | 39 |   | 38 |       |
|         | 40 |   | 38 |       |
|         | 41 |   | 39 |       |
|         | 41 |   | 39 |       |
|         | 42 |   | 40 |       |
|         | 42 |   | 40 |       |
|         | 43 |   | 41 |       |
|         | 43 |   | 41 |       |
|         | 44 |   | 42 |       |
|         | 44 |   | 42 |       |
|         | 45 |   | 43 |       |

（技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第2条 技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則（平成18年3月県規則第38号）の一部を次のように改正する。

|         |         |   |         |       |
|---------|---------|---|---------|-------|
| 附則別表第1中 | 円       | を | 円       | に改める。 |
|         | 357,200 |   | 357,400 |       |
|         | 357,500 |   | 357,700 |       |
|         | 357,900 |   | 358,100 |       |
|         | 358,400 |   | 358,600 |       |
|         | 358,800 |   | 359,000 |       |
|         | 359,100 |   | 359,300 |       |
|         | 359,500 |   | 359,700 |       |

|         |         |
|---------|---------|
| 360,000 | 360,200 |
| 360,400 | 360,600 |
| 360,700 | 360,900 |
| 361,100 | 361,300 |
| 361,600 | 361,800 |

**附 則**

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条中技能労務職員に関する規則（以下「技労規則」という。）第2条第1項の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（技労規則第2条第1項の改正規定を除く。以下同じ。）による改正後の技労規則（以下「改正後の規則」という。）及び第2条の規定による改正後の技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則（以下「改正後の平成18年改正規則」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の規則又は改正後の平成18年改正規則の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の技労規則又は第2条の規定による改正前の技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の規則又は改正後の平成18年改正規則の規定による給与の内払とみなす。

失業者の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第62号**

**失業者の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則**

失業者の退職手当の支給に関する規則（昭和50年11月県規則第68号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「、就業促進定着手当」を「、同号ロに該当する者に係る就業促進手当（就業促進定着手当に限る。）に、「にあつては広域求職活動費に相当する退職手当支給申請書（別記様式第12号）」を「のうち同法第59条第1項第1号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当支給申請書（別記様式第12号）に、同項第2号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当支給申請書（別記様式第13号）に、同項第3号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給申請書（別記様式第14号）」に、「を添えて」を「又は高年齢受給資格証を添えて」に改め、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、受給資格証又は高年齢受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

第22条第2項中「に必要な」を「又は高年齢受給資格証に必要な」に改める。

別記様式第7号（表）中

|                                                              |
|--------------------------------------------------------------|
| <p>4 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律<br/>第23条第1項の計画に準拠した同項第3号<br/>の訓練</p> |
|--------------------------------------------------------------|

を

|                                             |                                                           |
|---------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 4 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第25条第1項の計画に準拠した同項第3号の訓練 | 5 雇用保険法第6条第5号に規定する船員の職業能力の開発及び向上に資する訓練又は講習として厚生労働大臣が定めるもの |
|---------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|

に改め、同様式（裏）の注意事項第2項中「元の」を「もとの」

に改める。

別記様式第9号（裏）の注意事項第2項第3号を次のように改める。

(3) 船員法による傷病手当

別記様式第9号の2（表）中

|       |   |   |   |      |   |   |
|-------|---|---|---|------|---|---|
| 退職年月日 | 年 | 月 | 日 | 勤続期間 | 年 | 月 |
|-------|---|---|---|------|---|---|

を

|      |       |   |   |   |      |   |   |
|------|-------|---|---|---|------|---|---|
| 退職事由 | 退職年月日 | 年 | 月 | 日 | 勤続期間 | 年 | 月 |
|------|-------|---|---|---|------|---|---|

に改める。

別記様式第9号の5（裏）の注意事項第1項を次のように改める。

1 この申請書は、雇入年月日又は事業開始年月日の翌日から起算して1箇月以内にもとの任命権者に提出すること。

別記様式第9号の6（裏）の注意事項第1項を次のように改める。

1 この申請書は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から起算して6箇月に至った日の翌日から起算して2箇月以内にもとの任命権者に提出すること。

別記様式第10号（裏）の注意事項第1項を次のように改める。

1 この申請書は、雇入年月日の翌日から起算して1箇月以内にもとの任命権者に提出すること。

別記様式第10号（裏）の注意事項第2項中「受給資格証」を「受給資格証又は高年齢受給資格証」に改める。

別記様式第11号（裏）の注意事項第1項中「この申請書には、受給資格証を添えて提出する」を「受給資格証又は高年齢受給資格証を添付する」に改め、同注意事項中第6項を第7項とし、第1項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の前に次の1項を加える。

1 この申請書は、移転の日の翌日から起算して1箇月以内にもとの任命権者に提出すること。

別記様式第12号（表）中「広域求職活動費に相当する退職手当支給申請書」を「求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当支給申請書」に、「とおり広域求職活動費」を「とおり求職活動支援費（広域求職活動費）」に改め、同様式（裏）の注意事項第1項中「の指示を受けた」を「を終了した」に改め、同注意事項第2項を次のように改める。

2 受給資格証又は高年齢受給資格証を添付すること。

別記様式第12号の次に次の2様式を加える。

様式第13号

(表)

求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当支給申請書

|                                                                                                                                                                                                          |               |     |         |         |                                                     |               |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|-----|---------|---------|-----------------------------------------------------|---------------|
| 申請者                                                                                                                                                                                                      | 氏名            |     | 性別      | 男・女     | 資格証番号                                               |               |
|                                                                                                                                                                                                          | 住所又は居所        |     |         |         |                                                     |               |
| 講座                                                                                                                                                                                                       | 教育訓練施設の名称     | 講座名 | 受講開始年月日 | 受講修了年月日 | 当該講座に関連する公的資格                                       | 受講費（入学料含む）（円） |
|                                                                                                                                                                                                          |               |     |         |         | 資格名<br>( )<br>分類 <input type="text"/> (1～9)<br>裏面参照 | 円             |
| <p>失業者の退職手当の支給に関する規則第22条第1項の規定により上記のとおり求職活動支援費（短期訓練受講費）の支給を申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日<br/>(任命権者) 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者氏名 <span style="float: right;">㊟</span></p> |               |     |         |         |                                                     |               |
| ※<br>処<br>理<br>欄                                                                                                                                                                                         | 支給決定年月日 年 月 日 |     |         |         |                                                     |               |
|                                                                                                                                                                                                          | 計 算 欄         |     |         |         |                                                     | 支給額（円）        |
|                                                                                                                                                                                                          |               |     |         |         |                                                     | 円             |
| 備考欄                                                                                                                                                                                                      |               |     |         |         |                                                     |               |

(裏)

## 〔注意事項〕

1 この申請書は、教育訓練を行う者（以下「教育訓練実施者」という。）の発行する短期訓練受講費の支給に係る教育訓練を修了したことを証明することができる書類（以下「教育訓練修了証明書」という。）に記載された受講修了日の翌日から起算して1箇月以内に、受給資格証又は高年齢受給資格証及び次の各号に掲げる確認書類を添付して、もとの任命権者に提出すること。

(1) 教育訓練実施者の発行する教育訓練修了証明書

(2) 教育訓練実施者の発行する教育訓練経費に係る領収書

(3) 教育訓練実施者の発行する返還金明細書（領収書が発行された後で、受講料の値引き等により、教育訓練経費の一部が教育訓練実施者から本人に対して還付された場合に限る。）

2 申請書の記載について

(1) 当該講座に関連する公的資格の欄の分類については、以下の区分のうち該当するものの番号を記載すること。

|                  |                |        |
|------------------|----------------|--------|
| 1 輸送・機械運転関係      | 4 情報関係         | 7 技術関係 |
| 2 医療・社会福祉・保健衛生関係 | 5 事務関係         | 8 製造関係 |
| 3 専門的サービス関係      | 6 営業・販売・サービス関係 | 9 その他  |

(2) ※印の欄には記載しないこと。

様式第14号

(表)

求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給申請書

|                                                                                                                                                                                                              |         |                       |               |              |               |                     |                        |                         |                |  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|-----------------------|---------------|--------------|---------------|---------------------|------------------------|-------------------------|----------------|--|
| 申請者                                                                                                                                                                                                          | 氏 名     |                       | 性別            |              | 男・女           | 資格証番号               |                        |                         |                |  |
|                                                                                                                                                                                                              | 住所又は居所  |                       |               |              |               |                     |                        |                         |                |  |
| 保育等サービス                                                                                                                                                                                                      | 番号      | ① 保育等サービス利用理由         | ② 保育等サービス事業者名 | ③ 保育等サービス利用日 | ④ 保育等サービス利用日数 | ⑤ 保育等サービス名          | ⑥ 保育等サービス利用期間内の求職活動実施日 | ⑦ 保育等サービス利用期間内の求職活動実施日数 | ⑧ 費用（自己負担分）（円） |  |
|                                                                                                                                                                                                              | (1)     | 1. 面接等のため<br>2. 訓練のため |               |              | 日             | ( )<br>※(01~14)裏面参照 |                        | 日                       | 円              |  |
|                                                                                                                                                                                                              | (2)     | 1. 面接等のため<br>2. 訓練のため |               |              | 日             | ( )<br>※(01~14)裏面参照 |                        | 日                       | 円              |  |
|                                                                                                                                                                                                              | (3)     | 1. 面接等のため<br>2. 訓練のため |               |              | 日             | ( )<br>※(01~14)裏面参照 |                        | 日                       | 円              |  |
|                                                                                                                                                                                                              | (4)     | 1. 面接等のため<br>2. 訓練のため |               |              | 日             | ( )<br>※(01~14)裏面参照 |                        | 日                       | 円              |  |
| <p>失業者の退職手当の支給に関する規則第22条第1項の規定により上記のとおり求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）の支給を申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日<br/>(任命権者) 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者氏名 <span style="float: right;">㊤</span></p> |         |                       |               |              |               |                     |                        |                         |                |  |
| ※<br>処<br>理<br>欄                                                                                                                                                                                             | 支給決定年月日 |                       | 年 月 日         |              |               |                     |                        |                         |                |  |
|                                                                                                                                                                                                              | 番号      | 計 算 欄                 |               |              |               |                     |                        |                         | 支給額（円）         |  |
|                                                                                                                                                                                                              | (1)     |                       |               |              |               |                     |                        |                         | 円              |  |
|                                                                                                                                                                                                              | (2)     |                       |               |              |               |                     |                        |                         | 円              |  |
|                                                                                                                                                                                                              | (3)     |                       |               |              |               |                     |                        |                         | 円              |  |
|                                                                                                                                                                                                              | (4)     |                       |               |              |               |                     |                        |                         | 円              |  |
| 合計                                                                                                                                                                                                           |         |                       |               |              |               |                     |                        | 円                       |                |  |
| 備考                                                                                                                                                                                                           |         |                       |               |              |               |                     |                        |                         |                |  |

(裏)

〔注意事項〕

1 この申請書は、失業の認定を受けようとする期間（前回の失業の認定日から今回の認定日の前日までの期間をいう。以下「支給対象期間」という。）中に、求人者との面接等をするため又は求職活動関係役務利用費対象訓練を受講するために保育等サービスを利用した場合に、その失業の認定を受ける日に、受給資格証又は高年齢受給資格証及び次の各号に掲げる確認書類を添付して、もとの任命権者に提出すること。

ただし、高年齢受給資格者が求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）支給申請書を提出する場合にあつては、当該求職活動関係役務利用費の支給に係る保育等サービスを利用した日の翌日から起算して4箇月以内に行うこと。

- (1) 保育等サービス事業者の発行する保育等サービス費用に係る領収書又は保育等サービスの利用に係る契約書
- (2) 事業主の発行する面接証明書又は求職活動関係役務利用費対象訓練を実施するものの発行する求職活動関係役務利用費対象訓練を受講したことを証明することができる書類（教育訓練修了証明書等）
- (3) 保育等サービス費用について、求人者、地方公共団体その他の者から補助を受けた場合はその額を証明する書類
- (4) その他もとの任命権者が必要と認める書類

2 申請書の記載について

- (1) ③欄及び④欄は、利用する保育等サービスの全ての利用日及び利用日数を記載すること。ただし、保育等サービスであつて、求職活動のために利用するものではないものは、記載しないこと。
- (2) ⑥欄及び⑦欄は、③欄及び④欄に記載した利用日及び利用日数のうち、支給対象期間中に求職活動を実施した日及び日数を記載すること。
- (3) ⑤欄は、以下の区分のうち該当するものの番号を記載すること。

|                |                                       |                 |
|----------------|---------------------------------------|-----------------|
| 01 認可保育所で行う保育  | 06 居宅訪問型保育                            | 11 延長保育事業       |
| 02 認可幼稚園で行う保育  | 07 事業所内保育                             | 12 病児保育事業       |
| 03 認定こども園で行う保育 | 08 一時預かり事業                            | 13 放課後児童クラブ     |
| 04 小規模保育       | 09 子育て短期事業                            | 14 その他の保育等サービス  |
| 05 家庭的保育       | 10 子育て援助活動支援事業<br>(ファミリー・サポート・センター事業) | (認可外保育施設が行う保育等) |

(4) ※印の欄には記載しないこと。

附 則

- 1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の別記様式第9号の2の規定による高年齢受給資格証は、改正後の同様式の規定による高年齢受給資格証とみなす。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第63号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年2月県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条の5第5号中「職員と同居している」を削り、「の介護」を「（口に掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）の介護」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条の5第5号の規定は、この規則の施行の日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

# 訓 令

## 山形県訓令第17号

庁 中  
出 先 機 関

山形県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年12月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県職員服務規程の一部を改正する訓令

山形県職員服務規程（昭和37年4月県訓令第18号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「にあつては、介護休暇を受けようとする期間の始まる日」を「の指定期間（休暇条例第9条の2第1項に規定する指定期間をいう。以下同じ。）の指定を受けようとするときは、指定期間の指定を希望する期間の初日」に、「により申請し」を「により申請（介護休暇の指定期間の指定を受けようとするときは、指定期間の指定の申出）をし」に改め、同条第2項の表中

|      |           |          |                     |
|------|-----------|----------|---------------------|
| 介護休暇 | 介護休暇承認申請書 | 休暇条例施行手続 | 休暇条例施行手続別記様式第5号による。 |
|------|-----------|----------|---------------------|

を

|      |           |          |                     |
|------|-----------|----------|---------------------|
| 介護休暇 | 介護休暇承認申請書 | 休暇条例施行手続 | 休暇条例施行手続別記様式第5号による。 |
| 介護時間 | 介護時間承認申請書 | 休暇条例施行手続 | 休暇条例施行手続別記様式第6号による。 |

に改め、同条第3

項中「（介護休暇承認申請書を除く。）」を削り、「日の」を「日（介護休暇の指定期間の指定を受けようとするときは、指定期間の指定を希望する期間の初日）の」に改め、同項ただし書中「場合」を「場合（介護休暇の指定期間の指定の申出に係る書類を提出する場合を除く。）」に改め、同条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

|          |                                                                                                     |         |     |  |  |   |                                                                                                                 |         |     |         |       |       |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|-----|--|--|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|-----|---------|-------|-------|
| 別記様式第5号中 | <table border="1"> <tr> <td>介 護 休 暇</td> <td>日 時</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table> | 介 護 休 暇 | 日 時 |  |  | を | <table border="1"> <tr> <td>介 護 休 暇</td> <td>日 時</td> </tr> <tr> <td>介 護 時 間</td> <td>回 日 時</td> </tr> </table> | 介 護 休 暇 | 日 時 | 介 護 時 間 | 回 日 時 | に改める。 |
| 介 護 休 暇  | 日 時                                                                                                 |         |     |  |  |   |                                                                                                                 |         |     |         |       |       |
|          |                                                                                                     |         |     |  |  |   |                                                                                                                 |         |     |         |       |       |
| 介 護 休 暇  | 日 時                                                                                                 |         |     |  |  |   |                                                                                                                 |         |     |         |       |       |
| 介 護 時 間  | 回 日 時                                                                                               |         |     |  |  |   |                                                                                                                 |         |     |         |       |       |

### 附 則

- この訓令は、平成29年1月1日から施行する。
- 改正前の別記様式第5号の規定による用紙でこの訓令の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

## 山形県訓令第18号

庁 中  
出 先 機 関

山形県職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年12月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令

山形県職員の人事に関する手続規程（昭和38年8月県訓令第52号）の一部を次のように改正する。

第31条第1項中第25号を第26号とし、第8号から第24号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

（8）介護時間承認申請書（休暇条例施行手続別記様式第6号による。）

第31条第2項中「次項」を「第4項」に、「写しを」を「写しを、介護時間を承認するときは当該介護時間の承認の可否を記載した介護時間承認申請書の写しを」に改め、同条第4項中「により、」を「により、介護休暇の指定期間を指定し、若しくはその期間を延長し、若しくは短縮して指定した場合又は」に、「又は」を「、若しくは」に改め、「介護休暇承認等報告書（別記様式第24号の4）に」を削り、「添えて」を「添えて介護休暇承認等報

告書（別記様式第24号の4）により、介護時間若しくはその期間の延長を承認し、又は取り消した場合は別に定めるところにより」に改める。

別記様式第24号の4を次のように改める。

様式第24号の4

番 号  
年 月 日

山形県知事 殿

所属長 職 氏 名 印

介 護 休 暇 承 認 等 報 告 書

| 区 分 | 職 名 | 氏 名 | 指 定 期 間                               | 備 考 |
|-----|-----|-----|---------------------------------------|-----|
|     |     |     | 年 月 日から 年 月 日まで<br>( 年 月 日から 年 月 日まで) |     |

- (注) 1 「区分」の欄には、介護休暇の指定期間の指定、延長の指定又は短縮の指定の区分を記載すること。  
 2 「指定期間」の欄には、介護休暇の指定期間を次のとおり記載すること。  
 (1) 介護休暇の指定期間を指定した場合は、「指定期間」の欄に当該指定に係る期間を記載すること。  
 (2) 介護休暇の指定期間を延長した場合は、「指定期間」の欄に延長後の当該期間を記載し、当初の指定期間を括弧書きで併記すること。  
 (3) 介護休暇の指定期間を短縮した場合は、「指定期間」の欄に短縮後の当該期間を記載し、当初の指定期間を括弧書きで併記すること。  
 3 介護休暇の指定期間に変更がなく、介護休暇の承認、期間の延長の承認又は取消しのみを行った場合は、その旨を「備考」の欄に記載すること。この場合において、「区分」及び「指定期間」の欄の記載は不要とする。  
 4 介護休暇承認申請書の写しを添付すること。

附 則

この訓令は、平成29年1月1日から施行する。

山形県訓令第19号

庁 中  
出 先 機 関

山形県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年12月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県公印規程の一部を改正する訓令

山形県公印規程（昭和35年4月県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

別表1(2)職印の項11の項中

|                                              |   |
|----------------------------------------------|---|
| 所得税の源泉徴収事務用<br>県民税及び市町村民税の特別徴収事務用<br>社会保険事務用 | を |
|----------------------------------------------|---|

「所得税の源泉徴収事務用、県民税及び市町村民税の特別徴収事務用、社会保険事務用並びに確定拠出年金事務用」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年1月1日から施行する。

## 告 示

### 山形県告示第1032号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成28年12月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                                      | サービスの種類 | 廃止年月日       |
|--------------------|--------------------------------------------------|---------|-------------|
| 株式会社ウィン・マックス       | ケアーズ訪問看護リハビリステーション<br>山形<br>山形市あさひ町19番13号Sビル201号 | 訪 問 看 護 | 平成28. 12. 1 |

### 山形県告示第1033号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成28年12月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅介護支援事業者の名称 | 事業所の名称及び所在地                               | サービスの種類     | 廃止年月日        |
|----------------|-------------------------------------------|-------------|--------------|
| 株式会社ケアウェル      | ココロサポート河北居宅介護支援事業所<br>西村山郡河北町谷地中央五丁目5番26号 | 居 宅 介 護 支 援 | 平成28. 11. 12 |

### 山形県告示第1034号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成28年12月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                                      | サービスの種類         | 廃止年月日       |
|----------------------|--------------------------------------------------|-----------------|-------------|
| 株式会社ウィン・マックス         | ケアーズ訪問看護リハビリステーション<br>山形<br>山形市あさひ町19番13号Sビル201号 | 介 護 予 防 訪 問 看 護 | 平成28. 12. 1 |

### 山形県告示第1035号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成28年12月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける土地の所在する市町村 | 賃借権の設定等を受ける者の数 | 賃借権の設定等を受ける土地       |
|-----------------------|----------------|---------------------|
| 山 形 市                 | 5 者            | 山形市大字船町字中江709番ほか12筆 |

|      |     |                             |
|------|-----|-----------------------------|
| 上山市  | 12者 | 上山市上生居字中道297番ほか39筆          |
| 天童市  | 8者  | 天童市大字北目字七日町1529番1ほか12筆      |
| 山辺町  | 1者  | 東村山郡山辺町大字山辺字立道6228番ほか1筆     |
| 中山町  | 1者  | 東村山郡中山町大字長崎字川前道下9198番ほか2筆   |
| 寒河江市 | 13者 | 寒河江市大字日田字中向226番ほか26筆        |
| 河北町  | 2者  | 西村山郡河北町谷地字嶋213番1ほか5筆        |
| 朝日町  | 7者  | 西村山郡朝日町大字四ノ沢字中嶋785番ほか22筆    |
| 大江町  | 8者  | 西村山郡大江町大字本郷字下夕原己293番ほか26筆   |
| 村山市  | 41者 | 村山市大字楯岡字江迎209番ほか216筆        |
| 東根市  | 2者  | 東根市大字松沢字左巻773番1ほか3筆         |
| 尾花沢市 | 8者  | 尾花沢市大字押切字押切791番ほか35筆        |
| 大石田町 | 2者  | 北村山郡大石田町大字大石田字大石田甲963番1ほか2筆 |
| 新庄市  | 26者 | 新庄市十日町字滝ノ倉前10594番ほか199筆     |
| 金山町  | 2者  | 最上郡金山町大字朴山字野中486番3ほか13筆     |
| 舟形町  | 16者 | 最上郡舟形町長沢字関田8292番ほか108筆      |
| 真室川町 | 8者  | 最上郡真室川町大字大沢字広倉5564番ほか306筆   |
| 戸沢村  | 3者  | 最上郡戸沢村大字蔵岡字出舟1768番1ほか45筆    |
| 米沢市  | 8者  | 米沢市広幡町大沢2793番ほか48筆          |
| 南陽市  | 4者  | 南陽市中ノ目字経塚229番1ほか5筆          |
| 高島町  | 21者 | 東置賜郡高島町大字糠野目字腰掛一324番ほか138筆  |
| 川西町  | 25者 | 東置賜郡川西町大字西大塚字仲沖五676番1ほか135筆 |
| 長井市  | 22者 | 長井市成田字樋ノ口2911番ほか227筆        |
| 小国町  | 7者  | 西置賜郡小国町大字若山字館679番ほか147筆     |
| 白鷹町  | 5者  | 西置賜郡白鷹町大字萩野字大窪二1121番ほか29筆   |
| 飯豊町  | 10者 | 西置賜郡飯豊町大字手ノ子字南館1367番1ほか60筆  |

|     |     |                           |
|-----|-----|---------------------------|
| 鶴岡市 | 66者 | 鶴岡市茨新田字四分谷地24番ほか412筆      |
| 酒田市 | 43者 | 酒田市米島字米野50番ほか1, 165筆      |
| 三川町 | 6者  | 東田川郡三川町大字助川字中道59番ほか37筆    |
| 庄内町 | 99者 | 東田川郡庄内町余目字小島833番ほか704筆    |
| 遊佐町 | 24者 | 飽海郡遊佐町遊佐字丸ノ内13番1ほか2, 203筆 |

## 2 認可年月日

平成28年12月19日

## 山形県告示第1036号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成28年12月27日から平成29年1月10日まで縦覧に供する。

平成28年12月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大江西川線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                  | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長         |
|--------------------------------------|------|--------------------|-------------|
| 西村山郡大江町大字貫見字塩地673番1から<br>同 カミ256番1まで | 旧    | 94.0 メートル<br>} 8.5 | 477<br>メートル |
| 同 上                                  |      | 43.0 メートル<br>} 9.5 | 352<br>メートル |
| 同 上                                  | 新    | 43.0 メートル<br>} 9.5 | 同 上         |

## 山形県告示第1037号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成28年12月27日から平成29年1月10日まで縦覧に供する。

平成28年12月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 神田川口線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                      | 旧新の別 | 敷地の幅員               | 延 長          |
|------------------------------------------|------|---------------------|--------------|
| 最上郡鮭川村大字向居字湯根ヶ平山1119番10から<br>同 1119番67まで | 旧    | 33.3 メートル<br>} 16.8 | 59.6<br>メートル |
| 同 上                                      |      | 42.0 メートル<br>} 16.8 | 同 上          |

**山形県告示第1038号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成28年12月27日から平成29年1月10日まで縦覧に供する。

平成28年12月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 新庄戸沢線
- 2 供用開始の区間 新庄市大字升形字カツコ淵1953番5から  
同 1582番7まで
- 3 供用開始の期日 平成28年12月27日

**山形県告示第1039号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成28年12月27日から平成29年1月10日まで縦覧に供する。

平成28年12月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 原中川停車場線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                 | 旧新の別 | 敷地の幅員                                | 延 長                        |
|-------------------------------------|------|--------------------------------------|----------------------------|
| 南陽市金山字御嶽山4933番11から<br>同 赤塚山4939番2まで | 旧    | 11.0 <small>メートル</small><br>}<br>3.9 | <small>メートル</small><br>293 |
| 同 上                                 | 新    | 14.8 <small>メートル</small><br>}<br>4.6 | 同 上                        |

**山形県告示第1040号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成28年12月27日から平成29年1月10日まで縦覧に供する。

平成28年12月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 原中川停車場線
- 2 供用開始の区間 南陽市金山字御嶽山4933番11から  
同 赤塚山4939番2まで
- 3 供用開始の期日 平成28年12月27日

**山形県告示第1041号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成28年12月27日から平成29年1月10日まで縦覧に供する。

平成28年12月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 345号

## 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延長     |
|----------------------------------|---|------|-----------------------|--------|
| 飽海郡遊佐町豊岡字一ノ坪21番5から<br>同 新田77番2まで |   | 旧    | 24.2メートル<br>）<br>17.0 | 28メートル |
| 飽海郡遊佐町豊岡字一ノ坪21番1から<br>同 新田77番1まで |   | 新    | 25.4メートル<br>）<br>19.0 | 同上     |

## 山形県告示第1042号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成28年12月27日から平成29年1月10日まで縦覧に供する。

平成28年12月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 345号
- 2 供用開始の区間 飽海郡遊佐町豊岡字一ノ坪21番1から  
同 新田77番1まで
- 3 供用開始の期日 平成28年12月27日

## 山形県告示第1043号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成28年12月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
西置賜郡小国町大字小倉
- 2 公共測量を実施した期間  
平成28年10月20日から同年11月30日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（2級基準点測量）

## 山形県告示第1044号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり廃止した。  
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び東根市役所において縦覧に供する。

平成28年12月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 廃止に係る指定の番号 私有村総建第141号
- 2 廃止に係る指定の場所 東根市大字羽入字角地2024番4及び字藤内1929番30
- 3 廃止年月日 平成28年12月15日

## 教育委員会関係

### 規 則

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月27日

山形県教育委員会  
教育長 廣 瀬 渉

## 山形県教育委員会規則第17号

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

（山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部改正）

第1条 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則（昭和40年4月県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第4条の7中「日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に改める。

第4条の10中「準用する同条第3項」を「準用する同条第2項又は第3項」と、「第4条の8第1項中「第6条の3第2項又は第3項」とあるのは「第6条の3第3項」と、「ものとする。この場合において、当該制限を請求する期間については、条例第6条の3第2項の規定による請求に係る期間と同条第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」とあるのは「ものとする」と、同条第2項及び第3項中「第6条の3第2項又は第3項」とあるのは「第6条の3第3項」と、前条第1項中「第6条の3第2項又は第3項」とあるのは「第6条の3第3項」と、同項第1号を「前条第1項第1号」に、「日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に改め、「第6条の3第2項又は第3項」とあるのは「第6条の3第3項」と、」を削る。

第12条第1項中「であつて」を「（第2号に掲げる者にあつては、）」に、「とする」を「に限る。」とする」に改め、同条第4項中「の範囲内」を「（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間」に改め、同項を同条第10項とし、同条中第3項を第9項とし、第2項の次に次の6項を加える。

- 3 条例第16条の2第1項に規定する職員の申出は、同項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の指定を希望する期間の初日及び末日を別記様式第5号に記入して、県教育委員会又はその委任を受けた者に対し行わなければならない。
- 4 県教育委員会又はその委任を受けた者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があつた場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第7項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。
- 5 学校職員は、第3項の申出に基づき前項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を別記様式第5号に記入して、県教育委員会又はその委任を受けた者に対し申し出なければならない。
- 6 県教育委員会又はその委任を受けた者は、学校職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があつた場合には、第4項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
- 7 第4項又は前項の規定にかかわらず、県教育委員会又はその委任を受けた者は、それぞれ、申出の期間又は第3項の申出に基づき第4項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第5項の規定による指定期間の延長の指定の申出があつた場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり第13条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。
- 8 指定期間の通算は、暦に従つて計算し、1月に満たない期間は、30日をもつて1月とする。

第12条の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第12条の2 介護時間の単位は、30分とする。

2 介護時間は、1日を通じ、勤務時間の開始の時刻から連続し、又は勤務時間の終了の時刻まで連続した2時間（育児休業条例第33条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

第13条の見出し中「の承認」を「及び介護時間の承認」に改め、同条中「の申請」を「又は介護時間の申請」に、「に定める」を「又は第16条の3第1項に定める」に改める。

第17条第1項中「、あらかじめ」を削り、「により、」を「により、介護時間を受けようとするときは別記様式第6号により、あらかじめ」に改め、同条第2項中「場合」を「介護休暇の承認を受けようとする場合」に、「条例第16条の2第2項に規定する介護を必要とする一の継続する状態」を「1回の指定期間」に、「介護休

暇」を「介護休暇の承認」に、「期間」を「期間（当該指定期間が2週間未満である場合その他県教育委員会が定める場合には、県教育委員会が定める期間）」に改め、同条第3項中「休暇」を「介護休暇又は介護時間」に改め、同項ただし書中「当該申請に」を「当該介護休暇の申請に」に改め、同条第4項中「介護休暇」を「介護休暇又は介護時間」に改める。

別記様式第5号を次のように改める。

様式第5号

(第1面)

年 月 日

任命権者あて

所属学校名

職名 氏

名<sup>㊟</sup>

介 護 休 暇 承 認 申 請 書

下記により、介護休暇に係る指定期間を申し出るとともに、休暇をいただきたいので御承認くださるよう申請します。

記

|             |                                                         |  |  |                     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|-------------|---------------------------------------------------------|--|--|---------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| ※要介護者に関する事項 |                                                         |  |  | ※要介護者の状態及び具体的な介護の内容 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 氏           | 名                                                       |  |  |                     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 続           | 柄                                                       |  |  |                     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 同・別居        | <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 |  |  |                     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 介護が必要となった時期 | 年 月 日                                                   |  |  |                     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

| 指 定 期 間 の 申 出 ・ 指 定 |     |     |    |     |                |     |     |    |     |                |     |     |    |     |
|---------------------|-----|-----|----|-----|----------------|-----|-----|----|-----|----------------|-----|-----|----|-----|
| 第1回                 |     |     |    | 第2回 |                |     |     |    | 第3回 |                |     |     |    |     |
| ※                   | ※   | ※   | ※  | ※   | ※              | ※   | ※   | ※  | ※   | ※              | ※   | ※   | ※  |     |
| 申出の期間               | 申出日 | 本人印 | 決裁 | 期間  | 申出の期間          | 申出日 | 本人印 | 決裁 | 期間  | 申出の期間          | 申出日 | 本人印 | 決裁 | 期間  |
| 年月日から<br>年月日まで      |     |     |    | 月 日 | 年月日から<br>年月日まで |     |     |    | 月 日 | 年月日から<br>年月日まで |     |     |    | 月 日 |
| 備考                  |     |     |    | 備考  |                |     |     |    | 備考  |                |     |     |    |     |

| 指 定 期 間 の 延 長 ・ 短 縮 |     |     |    |           |                  |     |     |    |           |                  |     |     |    |           |
|---------------------|-----|-----|----|-----------|------------------|-----|-----|----|-----------|------------------|-----|-----|----|-----------|
| 第1回                 |     |     |    | 第2回       |                  |     |     |    | 第3回       |                  |     |     |    |           |
| ※延長・短縮後の末日          | ※   | ※   | ※  | ※         | ※                | ※   | ※   | ※  | ※         | ※                | ※   | ※   | ※  |           |
|                     | 申出日 | 本人印 | 決裁 | 延長・短縮後の期間 | 延長・短縮後の末日        | 申出日 | 本人印 | 決裁 | 延長・短縮後の期間 | 延長・短縮後の末日        | 申出日 | 本人印 | 決裁 | 延長・短縮後の期間 |
| (年月日から<br>年月日まで)    |     |     |    | 月 日       | (年月日から<br>年月日まで) |     |     |    | 月 日       | (年月日から<br>年月日まで) |     |     |    | 月 日       |
| (年月日から<br>年月日まで)    |     |     |    | 月 日       | (年月日から<br>年月日まで) |     |     |    | 月 日       | (年月日から<br>年月日まで) |     |     |    | 月 日       |
| 備考                  |     |     |    | 備考        |                  |     |     |    | 備考        |                  |     |     |    |           |

(※印の欄は学校職員が記入又は押印する。)

介 護 休 暇 の 申 請 ・ 承 認

| ※申請の期間             |                                                                 |                      |        | ※申 請 日<br>年 月 日 | ※本人印 | 承 認 の 否<br>可 否                                               | 決 裁 | 備 考 |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------|----------------------|--------|-----------------|------|--------------------------------------------------------------|-----|-----|
| 年 月 日              | 時 間                                                             | 日・<br>時間数            | 年 月 日  |                 |      |                                                              |     |     |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | <input type="checkbox"/> 毎 日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 時 分～ 時 分<br>時 分～ 時 分 | 日<br>時 | 年 月 日           |      | <input type="checkbox"/> 承 認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |     |     |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | <input type="checkbox"/> 毎 日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 時 分～ 時 分<br>時 分～ 時 分 | 日<br>時 | 年 月 日           |      | <input type="checkbox"/> 承 認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |     |     |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | <input type="checkbox"/> 毎 日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 時 分～ 時 分<br>時 分～ 時 分 | 日<br>時 | 年 月 日           |      | <input type="checkbox"/> 承 認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |     |     |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | <input type="checkbox"/> 毎 日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 時 分～ 時 分<br>時 分～ 時 分 | 日<br>時 | 年 月 日           |      | <input type="checkbox"/> 承 認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |     |     |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | <input type="checkbox"/> 毎 日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 時 分～ 時 分<br>時 分～ 時 分 | 日<br>時 | 年 月 日           |      | <input type="checkbox"/> 承 認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |     |     |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | <input type="checkbox"/> 毎 日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 時 分～ 時 分<br>時 分～ 時 分 | 日<br>時 | 年 月 日           |      | <input type="checkbox"/> 承 認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |     |     |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | <input type="checkbox"/> 毎 日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 時 分～ 時 分<br>時 分～ 時 分 | 日<br>時 | 年 月 日           |      | <input type="checkbox"/> 承 認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |     |     |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | <input type="checkbox"/> 毎 日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 時 分～ 時 分<br>時 分～ 時 分 | 日<br>時 | 年 月 日           |      | <input type="checkbox"/> 承 認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |     |     |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | <input type="checkbox"/> 毎 日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 時 分～ 時 分<br>時 分～ 時 分 | 日<br>時 | 年 月 日           |      | <input type="checkbox"/> 承 認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |     |     |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | <input type="checkbox"/> 毎 日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 時 分～ 時 分<br>時 分～ 時 分 | 日<br>時 | 年 月 日           |      | <input type="checkbox"/> 承 認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |     |     |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | <input type="checkbox"/> 毎 日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 時 分～ 時 分<br>時 分～ 時 分 | 日<br>時 | 年 月 日           |      | <input type="checkbox"/> 承 認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |     |     |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | <input type="checkbox"/> 毎 日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 時 分～ 時 分<br>時 分～ 時 分 | 日<br>時 | 年 月 日           |      | <input type="checkbox"/> 承 認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |     |     |

(※印の欄は学校職員が記入又は押印する。)

| 介 護 休 暇 の 取 消 し 等  |                      |        |  |  |          |     |     |
|--------------------|----------------------|--------|--|--|----------|-----|-----|
| ※休暇の取消し等の期間        |                      |        |  |  | ※<br>本人印 | 決 裁 | 備 考 |
| 年 月 日              | 時 間                  | 日・時間数  |  |  |          |     |     |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | 時 分～ 時 分<br>時 分～ 時 分 | 日<br>時 |  |  |          |     |     |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | 時 分～ 時 分<br>時 分～ 時 分 | 日<br>時 |  |  |          |     |     |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | 時 分～ 時 分<br>時 分～ 時 分 | 日<br>時 |  |  |          |     |     |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | 時 分～ 時 分<br>時 分～ 時 分 | 日<br>時 |  |  |          |     |     |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | 時 分～ 時 分<br>時 分～ 時 分 | 日<br>時 |  |  |          |     |     |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | 時 分～ 時 分<br>時 分～ 時 分 | 日<br>時 |  |  |          |     |     |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | 時 分～ 時 分<br>時 分～ 時 分 | 日<br>時 |  |  |          |     |     |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | 時 分～ 時 分<br>時 分～ 時 分 | 日<br>時 |  |  |          |     |     |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | 時 分～ 時 分<br>時 分～ 時 分 | 日<br>時 |  |  |          |     |     |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | 時 分～ 時 分<br>時 分～ 時 分 | 日<br>時 |  |  |          |     |     |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | 時 分～ 時 分<br>時 分～ 時 分 | 日<br>時 |  |  |          |     |     |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | 時 分～ 時 分<br>時 分～ 時 分 | 日<br>時 |  |  |          |     |     |

(※印の欄は学校職員が記入又は押印する。)

別記様式第5号の次に次の1様式を加える。  
様式第6号

(第1面)

年 月 日

任命権者あて

所属学校名

職名 氏

名<sup>㊤</sup>

介 護 時 間 承 認 申 請 書

下記により介護時間をいただきたいので御承認くださるよう申請します。

記

| ※要介護者に関する事項        |                                                                | ※要介護者の状態及び具体的な介護の内容        |       |      |                                                             |    |    |
|--------------------|----------------------------------------------------------------|----------------------------|-------|------|-------------------------------------------------------------|----|----|
| 氏 名                |                                                                |                            |       |      |                                                             |    |    |
| 続 柄                |                                                                |                            |       |      |                                                             |    |    |
| 同・別居               | <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居        |                            |       |      |                                                             |    |    |
| 介護が必要となった時期        | 年 月 日                                                          |                            |       |      |                                                             |    |    |
| 連続する3年の期間          | 年 月 日から 年 月 日まで                                                |                            |       |      |                                                             |    |    |
| ※申請の期間             |                                                                |                            | ※申請   | ※本人印 | 承認の可否                                                       | 決裁 | 備考 |
| 年 月 日              | 時 間                                                            | 年 月 日                      | 年 月 日 |      | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |    |    |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | <input type="checkbox"/> 毎日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 午前 時 分～ 時 分<br>午後 時 分～ 時 分 | 年 月 日 |      | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |    |    |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | <input type="checkbox"/> 毎日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 午前 時 分～ 時 分<br>午後 時 分～ 時 分 | 年 月 日 |      | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |    |    |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | <input type="checkbox"/> 毎日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 午前 時 分～ 時 分<br>午後 時 分～ 時 分 | 年 月 日 |      | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |    |    |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | <input type="checkbox"/> 毎日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 午前 時 分～ 時 分<br>午後 時 分～ 時 分 | 年 月 日 |      | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |    |    |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | <input type="checkbox"/> 毎日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 午前 時 分～ 時 分<br>午後 時 分～ 時 分 | 年 月 日 |      | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |    |    |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | <input type="checkbox"/> 毎日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 午前 時 分～ 時 分<br>午後 時 分～ 時 分 | 年 月 日 |      | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |    |    |

(※印の欄は学校職員が記入又は押印する。)

(第2面)

| ※申請の期間         |                                                                |                    | ※申請<br>年月日 | ※本人印 | 承認の<br>可否                                                   | 決 裁 | 備 考 |
|----------------|----------------------------------------------------------------|--------------------|------------|------|-------------------------------------------------------------|-----|-----|
| 年 月 日          |                                                                | 時 間                |            |      |                                                             |     |     |
| 年月日から<br>年月日まで | <input type="checkbox"/> 毎日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 午前時分～時分<br>午後時分～時分 | 年月日        |      | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |     |     |
| 年月日から<br>年月日まで | <input type="checkbox"/> 毎日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 午前時分～時分<br>午後時分～時分 | 年月日        |      | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |     |     |
| 年月日から<br>年月日まで | <input type="checkbox"/> 毎日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 午前時分～時分<br>午後時分～時分 | 年月日        |      | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |     |     |
| 年月日から<br>年月日まで | <input type="checkbox"/> 毎日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 午前時分～時分<br>午後時分～時分 | 年月日        |      | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |     |     |
| 年月日から<br>年月日まで | <input type="checkbox"/> 毎日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 午前時分～時分<br>午後時分～時分 | 年月日        |      | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |     |     |
| 年月日から<br>年月日まで | <input type="checkbox"/> 毎日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 午前時分～時分<br>午後時分～時分 | 年月日        |      | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |     |     |
| 年月日から<br>年月日まで | <input type="checkbox"/> 毎日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 午前時分～時分<br>午後時分～時分 | 年月日        |      | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |     |     |
| 年月日から<br>年月日まで | <input type="checkbox"/> 毎日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 午前時分～時分<br>午後時分～時分 | 年月日        |      | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |     |     |
| 年月日から<br>年月日まで | <input type="checkbox"/> 毎日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 午前時分～時分<br>午後時分～時分 | 年月日        |      | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |     |     |
| 年月日から<br>年月日まで | <input type="checkbox"/> 毎日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 午前時分～時分<br>午後時分～時分 | 年月日        |      | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |     |     |
| 年月日から<br>年月日まで | <input type="checkbox"/> 毎日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 午前時分～時分<br>午後時分～時分 | 年月日        |      | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |     |     |
| 年月日から<br>年月日まで | <input type="checkbox"/> 毎日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 午前時分～時分<br>午後時分～時分 | 年月日        |      | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |     |     |
| 年月日から<br>年月日まで | <input type="checkbox"/> 毎日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 午前時分～時分<br>午後時分～時分 | 年月日        |      | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |     |     |

(※印の欄は学校職員が記入又は押印する。)

(第3面)

| ※休暇の取消し等の期間 |   |     |             | ※<br>本人印 | 決<br>裁 | 備<br>考 |
|-------------|---|-----|-------------|----------|--------|--------|
| 年           | 月 | 日   | 時 間         |          |        |        |
| 年           | 月 | 日から | 午前 時 分～ 時 分 |          |        |        |
| 年           | 月 | 日まで | 午後 時 分～ 時 分 |          |        |        |
| 年           | 月 | 日から | 午前 時 分～ 時 分 |          |        |        |
| 年           | 月 | 日まで | 午後 時 分～ 時 分 |          |        |        |
| 年           | 月 | 日から | 午前 時 分～ 時 分 |          |        |        |
| 年           | 月 | 日まで | 午後 時 分～ 時 分 |          |        |        |
| 年           | 月 | 日から | 午前 時 分～ 時 分 |          |        |        |
| 年           | 月 | 日まで | 午後 時 分～ 時 分 |          |        |        |
| 年           | 月 | 日から | 午前 時 分～ 時 分 |          |        |        |
| 年           | 月 | 日まで | 午後 時 分～ 時 分 |          |        |        |
| 年           | 月 | 日から | 午前 時 分～ 時 分 |          |        |        |
| 年           | 月 | 日まで | 午後 時 分～ 時 分 |          |        |        |
| 年           | 月 | 日から | 午前 時 分～ 時 分 |          |        |        |
| 年           | 月 | 日まで | 午後 時 分～ 時 分 |          |        |        |
| 年           | 月 | 日から | 午前 時 分～ 時 分 |          |        |        |
| 年           | 月 | 日まで | 午後 時 分～ 時 分 |          |        |        |

(※印の欄は学校職員が記入又は押印する。)

(市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則（昭和31年11月県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第1条の2中「、第4項、第5項及び第6項」を「及び第4項から第6項まで」に、「第13条」を「第12条第3項から第7項まで、第13条」に、「中」を「の規定中」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。ただし、第1条中山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則別記様式第5号の改正規定及び附則第8項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 職員の勤務時間に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年12月県条例第54号。以下「改正条例」という。）附則第3項において読み替えて準用する改正条例附則第2項に規定する学校職員の申出は、改正条例第3条の規定による改正後の山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年12月県条例第93号。以下「改正後の条例」という。）第16条の2第1項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の末日とすることを希望する日を第1条の規定による改正後の別記様式第5号に記入して、県教育委員会又はその委任を受けた者に対し行わなければならない。

3 県教育委員会又はその委任を受けた者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、改正条例附則第3項において読み替えて準用する改正条例附則第2項に規定する初日（以下「初日」という。）から当該申出による期間の末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

4 改正条例附則第3項において読み替えて準用する改正条例附則第2項に規定する学校職員（以下「学校職員」という。）は、附則第2項の申出に基づき前項若しくは附則第6項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは附則第6項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を第1条の規定による改正後の別記様式第5号に記入して、県教育委員会又はその委任を受けた者に対し申し出なければならない。

5 県教育委員会又はその委任を受けた者は、学校職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

6 附則第3項又は前項の規定にかかわらず、県教育委員会又はその委任を受けた者は、それぞれ、平成29年1月1日から附則第2項の規定により申し出た指定期間の末日とすることを希望する日までの期間（以下「施行日以後の申出の期間」という。）又は附則第2項の申出に基づき附則第3項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から附則第4項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則第13条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、施行日以後の申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

7 附則第2項から第6項までの規定は、改正条例附則第4項の規定において読み替えて準用する改正条例附則第2項の規定による指定期間の指定について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の右欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|       |                              |                                                                                            |
|-------|------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 附則第2項 | 附則第3項                        | 附則第4項                                                                                      |
|       | 改正条例第3条                      | 改正条例第4条の規定による改正後の市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年12月県条例第94号）第2条において準用する改正条例第3条 |
|       | 県教育委員会                       | 市町村教育委員会                                                                                   |
| 附則第3項 | 県教育委員会                       | 市町村教育委員会                                                                                   |
|       | 附則第3項                        | 附則第4項                                                                                      |
| 附則第4項 | 附則第3項                        | 附則第4項                                                                                      |
|       | 県教育委員会                       | 市町村教育委員会                                                                                   |
| 附則第5項 | 県教育委員会                       | 市町村教育委員会                                                                                   |
| 附則第6項 | 県教育委員会                       | 市町村教育委員会                                                                                   |
|       | 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則 | 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則第1条の2において準用する山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則        |

（準備行為）

8 附則第2項（附則第7項において準用する場合を含む。）の規定による指定期間の指定の申出は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

### 訓 令

#### 山形県教育委員会訓令第7号

庁 中  
教育機関（県立学校を除く。）

山形県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年12月27日

山形県教育委員会  
教育長 廣 瀬 渉

#### 山形県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令

山形県教育委員会職員服務規程（昭和43年7月県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「（介護休暇を除く。）」を削り、「日の」を「日（介護休暇の指定期間（休暇条例第9条の2第1項に規定する指定期間をいう。以下同じ。）の指定を受けようとするときは、指定期間の指定を希望する期間の初日）の」に、「により申請し」を「により申請（介護休暇の指定期間の指定を受けようとするときは、指定期間の指定の申出）をし」に改め、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、第5項中「前4項」を「前3項」に改め、同項の表中

|      |           |   |                     |   |
|------|-----------|---|---------------------|---|
| 介護休暇 | 介護休暇承認申請書 | 〃 | 休暇条例施行手続別記様式第5号による。 | を |
|------|-----------|---|---------------------|---|

|      |           |   |                     |          |
|------|-----------|---|---------------------|----------|
| 介護休暇 | 介護休暇承認申請書 | 〃 | 休暇条例施行手続別記様式第5号による。 | に改め、同項を同 |
| 介護時間 | 介護時間承認申請書 | 〃 | 休暇条例施行手続別記様式第6号による。 |          |

条第4項とし、同条第6項中「（介護休暇承認申請書を除く。）」を削り、「日の」を「日（介護休暇の指定期間の指定を受けようとするときは、指定期間の指定を希望する期間の初日）の」に、「場合」を「場合（介護休暇の指定期間の指定の申出に係る書類を提出する場合を除く。）」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項を削る。

別記様式第4号中

|         |   |   |
|---------|---|---|
| 介 護 休 暇 | 日 | 時 |
|         |   |   |

を

|         |   |     |
|---------|---|-----|
| 介 護 休 暇 | 日 | 時   |
| 介 護 時 間 | 回 | 日 時 |

に改める。

#### 附 則

- この訓令は、平成29年1月1日から施行する。
- 改正前の別記様式第4号の規定による用紙でこの訓令の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

#### 山形県教育委員会訓令第8号

庁 中  
教育機関（県立学校を除く。）

山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年12月27日

山形県教育委員会  
教育長 廣 瀬 渉

#### 山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令

山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程（昭和51年10月県教育委員会訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第31条第2項中第25号を第26号とし、第8号から第24号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加え

る。

(8) 介護時間承認申請書（休暇条例施行手続別記様式第6号による。）

第31条第3項中「写しを」を「写しを、介護時間を承認するときは当該介護時間の承認の可否を記載した介護時間承認申請書の写しを」に改め、同条第5項中「介護休暇」を「介護休暇の指定期間を指定し、若しくはその期間を延長し、若しくは短縮して指定した場合又は介護休暇」に、「又は」を「若しくは」に改め、「介護休暇承認等報告書（別記様式第33号の3）」を削り、「添えて」を「添えて介護休暇承認等報告書（別記様式第33号の3）」により、介護時間若しくはその期間の延長を承認し、又は取り消した場合は別に定めるところにより」に改める。

別記様式第33号の3を次のように改める。

様式第33号の3

番 号  
年 月 日

山形県教育委員会教育長 殿

所属長 職 氏 名 印

介 護 休 暇 承 認 等 報 告 書

| 区 分 | 職 名 | 氏 名 | 指 定 期 間                               | 備 考 |
|-----|-----|-----|---------------------------------------|-----|
|     |     |     | 年 月 日から 年 月 日まで<br>( 年 月 日から 年 月 日まで) |     |

- (注) 1 「区分」の欄には、介護休暇の指定期間の指定、延長の指定又は短縮の指定の区分を記載すること。  
 2 「指定期間」の欄には、介護休暇の指定期間を次のとおり記載すること。  
 (1) 介護休暇の指定期間を指定した場合は、「指定期間」の欄に当該指定に係る期間を記載すること。  
 (2) 介護休暇の指定期間を延長した場合は、「指定期間」の欄に延長後の当該期間を記載し、当初の指定期間を括弧書きで併記すること。  
 (3) 介護休暇の指定期間を短縮した場合は、「指定期間」の欄に短縮後の当該期間を記載し、当初の指定期間を括弧書きで併記すること。  
 3 介護休暇の指定期間に変更が無く、介護休暇の承認、期間の延長の承認又は取消しのみを行った場合は、その旨を「備考」の欄に記載すること。この場合において、「区分」及び「指定期間」の欄の記載は不要とする。  
 4 介護休暇承認申請書の写しを添付すること。

附 則

この訓令は、平成29年1月1日から施行する。

山形県教育委員会訓令第9号

県 立 学 校

山形県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年12月27日

山 形 県 教 育 委 員 会  
教 育 長 廣 瀬 渉

山形県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

山形県立学校職員服務規程（平成2年3月県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項の表中

|      |           |            |               |
|------|-----------|------------|---------------|
| 介護休暇 | 介護休暇承認申請書 | 勤務時間条例施行規則 | 同左別記様式第5号による。 |
|------|-----------|------------|---------------|

を

|      |           |            |               |
|------|-----------|------------|---------------|
| 介護休暇 | 介護休暇承認申請書 | 勤務時間条例施行規則 | 同左別記様式第5号による。 |
| 介護時間 | 介護時間承認申請書 | 勤務時間条例施行規則 | 同左別記様式第6号による。 |

に改め、同条第2

項中「(介護休暇承認申請書を除く。)」を削り、「の前日」を「(介護休暇の指定期間（勤務時間条例第16条の2第1項に規定する指定期間をいう。以下この項において同じ。）の指定を受けようとするときは、指定期間の指定を希望する期間の初日)の前日」に改め、同項ただし書中「場合」を「場合（介護休暇の指定期間の指定の申出に係る書類を提出する場合を除く。）」に改め、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

別記様式第3号中

|      |    |          |     |          |       |    |
|------|----|----------|-----|----------|-------|----|
| 内勤   | 日  | 結核休暇     | 日   | 育児短時間勤務等 | 日     |    |
| 出張   | 日  | 特別<br>休暇 | 公傷病 | 日時       | その他休業 | 日  |
| 研修   | 日  |          | 私傷病 | 日時       | 部分休業  | 日時 |
| 年次休暇 | 日時 |          | その他 | 日時       | 欠勤    | 日時 |
| 年休残  | 日時 | 休職       | 傷病  | 日        | 兼職等従事 | 日時 |
| 忌引休暇 | 日  |          | その他 | 日        | 職專免   | 日時 |
| 産前産後 | 日  | 停職       | 日   | 派遣       | 日     |    |
| 生理休暇 | 日  | 育児休業     | 日   | 介護休暇     | 日時    |    |

を

|      |    |          |     |      |       |    |
|------|----|----------|-----|------|-------|----|
| 内勤   | 日  | 特別<br>休暇 | 公傷病 | 日時   | 部分休業  | 日時 |
| 出張   | 日  |          | 私傷病 | 日時   | 欠勤    | 日時 |
| 研修   | 日  |          | その他 | 日時   | 兼職等従事 | 日時 |
| 年次休暇 | 日時 | 休職       | 傷病  | 日    | 職專免   | 日時 |
| 年休残  | 日時 |          | その他 | 日    | 派遣    | 日  |
| 忌引休暇 | 日  | 停職       | 日   | 介護休暇 | 日時    |    |
| 産前産後 | 日  | 育児休業     | 日   | 介護時間 | 回日時   |    |
| 生理休暇 | 日  | 育児短時間勤務等 | 日   |      |       |    |
| 結核休暇 | 日  | その他休業    | 日   |      |       |    |

に、

|             |    |   |      |    |      |   |                  |     |    |        |     |   |          |   |       |    |      |    |
|-------------|----|---|------|----|------|---|------------------|-----|----|--------|-----|---|----------|---|-------|----|------|----|
| 年<br>合<br>計 | 内勤 | 日 | 年次休暇 | 日時 | 産前産後 | 日 | 特<br>別<br>休<br>暇 | 公傷病 | 日時 | 休<br>職 | 傷病  | 日 | 育児休業     | 日 | 部分休業  | 日時 | 職專免  | 日時 |
|             | 出張 | 日 | 年休残  | 日時 | 生理休暇 | 日 |                  | 私傷病 | 日時 |        | その他 | 日 | 育児短時間勤務等 | 日 | 欠勤    | 日時 | 派遣   | 日  |
|             | 研修 | 日 | 忌引休暇 | 日  | 結核休暇 | 日 |                  | その他 | 日時 |        | 停職  | 日 | その他休業    | 日 | 兼職等従事 | 日時 | 介護休暇 | 日時 |

を

|             |      |    |      |    |      |    |                  |      |     |        |    |       |          |     |       |    |      |    |
|-------------|------|----|------|----|------|----|------------------|------|-----|--------|----|-------|----------|-----|-------|----|------|----|
| 年<br>合<br>計 | 内勤   | 日  | 年休残  | 日時 | 結核休暇 | 日  | 特<br>別<br>休<br>暇 | 公傷病  | 日時  | 休<br>職 | 傷病 | 日     | 育児短時間勤務等 | 日   | 兼職等従事 | 日時 | 介護時間 | 日時 |
|             | 出張   | 日  | 忌引休暇 | 日  | 私傷病  | 日時 |                  |      | その他 |        | 日  | その他休業 | 日        | 職專免 | 日時    |    |      |    |
|             | 研修   | 日  | 産前産後 | 日  | 私傷病  | 日時 |                  | 停職   | 日   | 部分休業   | 日時 | 派遣    | 日        |     |       |    |      |    |
|             | 年次休暇 | 日時 | 生理休暇 | 日  | その他  | 日時 |                  | 育児休業 | 日   | 欠勤     | 日時 | 介護休暇  | 日時       |     |       |    |      |    |

に改

める。

附 則

- この訓令は、平成29年1月1日から施行する。
- 改正前の別記様式第3号の規定による用紙でこの訓令の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

#### 山形県選挙管理委員会告示第71号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第182条第1項の規定により、平成28年12月15日の県議会において、次の者が山形県選挙管理委員に選挙された。

平成28年12月27日

住 所  
山形市宮町二丁目6番10-9号  
新庄市堀端町7番81号  
西置賜郡白鷹町大字箕和田1261番地の72  
酒田市あきほ町658番地の1

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊 谷 誠  
氏 名  
熊 谷 誠  
叶 内 武 子  
江 口 信 利  
齋 藤 緑

## 人事委員会関係

### 規 則

山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月27日

山形県人事委員会  
委員長 安 孫 子 俊 彦

第6章中第67条の前に次の2条を加える。

（行政職給料表の9級の職員に相当する職員等）

第66条の2 条例第11条第1項の人事委員会規則で定める職員等は、医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものとする。

（行政職給料表の8級の職員に相当する職員等）

第66条の3 条例第11条第3項の人事委員会規則で定める職員等は、次に掲げる職員とする。

(1) 公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの

(2) 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの

第70条の2中「たる」を「としての」に改める。

第75条第1号口中「（昭和41年12月県条例第62号）」を削り、同号ハ中「（平成14年12月県条例第65号）」を削り、同号ニ中「以下」を削る。

第78条第4項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、同項第6号中「1日の勤務時間の一部について」を削り、「日が90日」を「期間が30日」に、「期間」を「全期間」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 職員休日休暇条例第9条の3第1項又は県立学校職員勤務時間等条例第16条の3第1項（市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。）の規定による介護時間の承認を受けて勤務しなかつた期間が30日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間

第78条第5項第1号中「100分の155」を「100分の165」に、「100分の195」を「100分の205」に改め、同項第2号中「100分の75」を「100分の80」に、「100分の95」を「100分の100」に改める。

第110条第2項中「（昭和24年法律第1号）」を削る。

別表第7イの項の表2級の欄中

|    |
|----|
| 38 |
| 39 |
| 40 |
| 41 |
| 41 |
| 42 |
| 42 |
| 43 |
| 43 |
| 44 |
| 44 |
| 45 |

を

|    |
|----|
| 37 |
| 38 |
| 38 |
| 39 |
| 39 |
| 40 |
| 40 |
| 41 |
| 41 |
| 42 |
| 42 |
| 43 |

に改め、同別表ニの項の表2級の欄中

|    |
|----|
| 38 |
| 39 |
| 40 |
| 41 |
| 41 |
| 42 |
| 42 |
| 43 |
| 43 |
| 44 |

を

|    |
|----|
| 37 |
| 38 |
| 38 |
| 39 |
| 39 |
| 40 |
| 40 |
| 41 |
| 42 |
| 43 |

に改め、同別表ホの項の表2級の欄中

|    |
|----|
| 54 |
| 55 |
| 56 |
| 57 |
| 57 |
| 58 |
| 58 |
| 59 |
| 59 |
| 60 |

を

|    |
|----|
| 53 |
| 54 |
| 54 |
| 55 |
| 55 |
| 56 |
| 56 |
| 57 |
| 58 |
| 59 |

に、

|    |
|----|
| 65 |
| 66 |

を

|    |
|----|
| 65 |
| 65 |

に、

|    |
|----|
| 66 |
| 67 |
| 67 |

を

|    |
|----|
| 66 |
| 66 |
| 66 |

に、

|    |
|----|
| 67 |
| 68 |
| 68 |
| 68 |

を

|    |
|----|
| 67 |
| 67 |
| 67 |
| 67 |

に、

|    |
|----|
| 69 |
| 69 |
| 69 |
| 70 |
| 70 |
| 70 |
| 71 |
| 71 |

を

|    |
|----|
| 68 |
| 68 |
| 68 |
| 68 |
| 69 |
| 69 |
| 70 |
| 70 |

に改め、同別表への項の表2級の欄中

|    |
|----|
| 34 |
| 35 |
| 36 |
| 37 |
| 37 |
| 38 |
| 38 |
| 39 |
| 39 |
| 40 |

を

|    |
|----|
| 33 |
| 34 |
| 34 |
| 35 |
| 35 |
| 36 |
| 36 |
| 37 |
| 38 |
| 39 |

に、



|                                                    |                  |       |
|----------------------------------------------------|------------------|-------|
| 外国派遣職員の派遣の期間                                       |                  | に、    |
| 大学院修学休業の期間                                         |                  |       |
| 職員休日休暇条例第9条の2第1項又は県立学校職員勤務時間等条例第16条の2第1項の規定による介護休暇 |                  |       |
| 専従許可の期間                                            | $\frac{2}{3}$ 以下 | を     |
| 職員休日休暇条例第9条の2第1項又は県立学校職員等勤務時間条例第16条の2第1項の規定による介護休暇 | $\frac{1}{2}$ 以下 |       |
| 専従許可の期間                                            | $\frac{2}{3}$ 以下 | に改める。 |

別表第17中備考以外の部分を次のように改める。

別表第17

初任給調整手当定額表

| 職員の区分<br>期間の区分 | 第106条第1項の職を占める職員 |         | 第106条第2項の<br>職を占める職員 |
|----------------|------------------|---------|----------------------|
|                | 1 種              | 2 種     |                      |
|                | 円                | 円       | 円                    |
| 1 年 未 満        | 368,000          | 308,000 | 50,600               |
| 1年以上 2年未満      | 368,000          | 308,000 | 50,600               |
| 2年以上 3年未満      | 368,000          | 308,000 | 50,600               |
| 3年以上 4年未満      | 368,000          | 308,000 | 50,600               |
| 4年以上 5年未満      | 368,000          | 308,000 | 50,600               |
| 5年以上 6年未満      | 368,000          | 308,000 | 50,600               |
| 6年以上 7年未満      | 368,000          | 308,000 | 48,800               |
| 7年以上 8年未満      | 368,000          | 308,000 | 47,000               |
| 8年以上 9年未満      | 368,000          | 308,000 | 45,200               |
| 9年以上 10年未満     | 368,000          | 308,000 | 43,400               |
| 10年以上 11年未満    | 368,000          | 308,000 | 41,600               |
| 11年以上 12年未満    | 368,000          | 308,000 | 39,800               |
| 12年以上 13年未満    | 368,000          | 308,000 | 38,000               |
| 13年以上 14年未満    | 368,000          | 308,000 | 36,200               |
| 14年以上 15年未満    | 368,000          | 308,000 | 34,800               |
| 15年以上 16年未満    | 368,000          | 308,000 | 33,400               |
| 16年以上 17年未満    | 364,000          | 304,700 | 32,000               |
| 17年以上 18年未満    | 360,000          | 301,400 | 30,600               |
| 18年以上 19年未満    | 356,000          | 298,100 | 29,200               |
| 19年以上 20年未満    | 352,000          | 294,800 | 27,800               |
| 20年以上 21年未満    | 348,000          | 291,500 | 26,400               |
| 21年以上 22年未満    | 331,100          | 277,700 | 25,800               |
| 22年以上 23年未満    | 313,900          | 263,700 | 25,200               |
| 23年以上 24年未満    | 297,200          | 250,200 | 24,200               |
| 24年以上 25年未満    | 280,300          | 236,300 | 23,600               |

|             |         |         |        |
|-------------|---------|---------|--------|
| 25年以上 26年未満 | 263,400 | 222,600 | 23,000 |
| 26年以上 27年未満 | 242,600 | 205,000 | 22,400 |
| 27年以上 28年未満 | 222,200 | 187,900 | 21,800 |
| 28年以上 29年未満 | 201,800 | 170,600 | 21,000 |
| 29年以上 30年未満 | 181,000 | 153,000 | 20,700 |
| 30年以上 31年未満 | 159,100 | 135,000 | 20,300 |
| 31年以上 32年未満 | 137,200 | 116,700 | 19,700 |
| 32年以上 33年未満 | 115,500 | 98,800  | 18,800 |
| 33年以上 34年未満 | 83,600  | 72,800  | 17,900 |
| 34年以上 35年未満 | 53,800  | 48,500  | 17,200 |

### 附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第78条第4項及び別表第8の改正規定は平成29年1月1日から、第6章中第67条の前に2条を加える改正規定並びに第70条の2及び第78条第5項の改正規定は同年4月1日から施行する。
- 2 この規則（別表第7及び別表第17の改正規定に限る。）の規定による改正後の山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）（以下「改正後の規則」という。）の規定及び附則第5項の規定は、平成28年4月1日から適用する。  
（改正条例附則第8項から第10項までの規定が適用される間の読替え）
- 3 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第67条第1項及び第2項並びに第85条第2号中「条例第12条第1項」とあるのは、「山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年12月県条例第57号）附則第8項から第10項までの規定により読み替えられた条例第12条第1項」とする。  
（行政職給料表の8級以上の職員に相当する職員等）
- 4 山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年12月県条例第57号）附則第10項の規定により読み替えられた山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号）第11条第3項の人事委員会規則で定める職員等は、次に掲げる職員とする。
  - (1) 公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの
  - (2) 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの
  - (3) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの  
（平成28年12月に支給する勤勉手当）
- 5 平成28年12月に支給する勤勉手当に関する山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）（以下「規則5-1」という。）第78条第5項の規定の適用については、同項第1号中「100分の155」とあるのは「100分の175」と、「100分の195」とあるのは「100分の215」と、同項第2号中「100分の75」とあるのは「100分の85」と、「100分の95」とあるのは「100分の105」とする。  
（経過措置）
- 6 平成28年4月1日からこの規則の施行の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給がこの規則（別表第7の改正規定に限る。）による改正前の規則5-1（以下この項において「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- 7 この規則の施行の日から平成29年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。
- 8 改正後の規則別表第8の規定は、平成29年1月1日以後の介護休暇の期間について適用し、同日前の介護休暇の期間については、なお従前の例による。

山形県人事委員会規則 5-2（特殊勤務手当支給の基準と手続）の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成28年12月27日

山形県人事委員会  
委員長 安孫子 俊彦

第2条の8第2号中「第3条第1項第2号」を「第3条第2号」に改める。

第3条の2第2項第1号イ中「公共土木施設等災害復旧事業費国庫負担法施行令」を「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令」に改める。

第12条第7項中「給与条例」を「若しくは第9条の3第3項、給与条例」に、「第2項第1号、第2号及び第3号」を「第2項第1号から第3号まで」に改める。

附則第6項中「及び新事務棟」を「新事務棟及び新事務本館」に改める。

**附 則**

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

山形県人事委員会規則 5-4（給与の支払監理）の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成28年12月27日

山形県人事委員会  
委員長 安孫子 俊彦

第2条第10号中「介護休暇」を「介護休暇、介護時間」に改め、同条中第15号を第16号とし、第14号の次に次の1号を加える。

(15) 介護時間 休暇条例に規定する介護時間をいう。

第6条第2項第1号及び第10条第2項中「及び介護休暇」を「介護休暇及び介護時間」に改める。

**附 則**

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

山形県人事委員会規則 5-38（平成28年改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例）をここに公布する。  
平成28年12月27日

山形県人事委員会  
委員長 安孫子 俊彦

山形県人事委員会規則 5-38（平成28年改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例）  
（定義）

第1条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 経過措置額支給特定職員 山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年12月県条例第95号。以下「平成26年改正条例」という。）附則第8項に規定する特定職員であり、かつ、平成28年4月1日前に55歳に達した者であって、山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年12月県条例第103号。以下「平成17年改正条例」という。）附則第6項から第8項までの規定による給料を支給されるもの（以下「平成17年経過措置額支給特定職員」という。）又は平成26年改正条例附則第8項から第10項までの規定による給料を支給されるもの（以下「平成26年経過措置額支給特定職員」という。）をいう。

(2) 施行日 山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年12月県条例第57号。以下「平成28年改正条例」という。）の施行の日をいう。

(3) 改正後の給与条例等 平成28年改正条例第1条の規定（山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号。以下「給与条例」という。）第9条の2第1項第1号及び第2号並びに別表第1から別表第6までの改正規定に限る。）による改正後の給与条例及び平成28年改正条例附則第3項の規定による読替え後の給与条例をいう。

(4) 改正前の給与条例等 平成28年改正条例第1条の規定による改正前の給与条例及び平成28年改正条例附則第3項の規定による読替え前の給与条例をいう。

（経過措置額支給特定職員に対する給与の支給の特例）

第2条 経過措置額支給特定職員に対する平成28年4月1日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、この規則の規定の適用がないものとした場合に改正後の給与条例等の規定（平成17年改正条例附則第6項から第8項までの規定及び平成26年改正条例附則第8項から第10項までの規定を含む。次条において同じ。）により支給されるべき額が、改正前の給与条例等の規定（平成17年改正条例附

則第6項から第8項までの規定及び平成26年改正条例附則第8項から第10項までの規定を含む。以下この条及び次条において同じ。）により支給されるべき額に達しない場合は、改正前の給与条例等の規定により支給されるべき額に相当する額をもってそれぞれ次の各号に掲げる給与の額とする。

- (1) 給料（人事委員会の定める場合におけるものに限る。）
- (2) 地域手当
- (3) 特殊勤務手当（人事委員会の定めるものに限る。）
- (4) 特地勤務手当
- (5) 特地勤務手当に準ずる手当
- (6) へき地手当
- (7) へき地手当に準ずる手当
- (8) 定時制通信教育手当
- (9) 農林漁業普及指導手当
- (10) 時間外勤務手当
- (11) 休日勤務手当
- (12) 夜間勤務手当
- (13) 期末手当
- (14) 勤勉手当

第3条 経過措置額支給特定職員に対する平成28年4月1日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る給与条例第14条その他の法令の規定による給与の減額（人事委員会の定めるものに限る。次条第2項及び第5条第2項において「第14条等減額」という。）に当たっては、この規則の規定の適用がないものとした場合に改正後の給与条例等の規定による給与に係る減額されるべき額が、改正前の給与条例等の規定による給与に係る減額されるべき額を超える場合は、改正前の給与条例等の規定による給与に係る減額されるべき額に相当する額をもって減額する額とする。

（平成17年改正条例附則第6項から第8項までの規定による給料の特例）

第4条 平成28年4月1日から施行日の前日までの間において、平成17年経過措置額支給特定職員について、改正後の給与条例等の規定による給料月額から給与条例附則第18項第1号に定める額に相当する額を減じた額と平成17年改正条例附則第6項から第8項までの規定による給料の額との合計額（1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。）が、改正前の給与条例等の規定による給料月額から給与条例附則第18項第1号に定める額に相当する額を減じた額と平成17年改正条例附則第6項から第8項までの規定による給料の額との合計額（1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。）に達しないときにおける人事委員会規則5-35（平成17年改正条例附則第6項から第8項までの規定による給料）第6条の規定の適用については、同条中「切り捨てた」とあるのは、「切り上げた」とする。

2 前項の規定は、平成17年経過措置額支給特定職員に対して支給される第2条各号に掲げる給与の額及び平成17年経過措置額支給特定職員に対する第14条等減額の額の算定の基礎となる場合における平成17年改正条例附則第6項から第8項までの規定による給料については、適用しない。

（平成26年改正条例附則第8項から第10項までの規定による給料の特例）

第5条 平成28年4月1日から施行日の前日までの間において、平成26年経過措置額支給特定職員について、改正後の給与条例等の規定による給料月額から給与条例附則第18項第1号に定める額に相当する額を減じた額と平成26年改正条例附則第8項から第10項までの規定による給料の額との合計額（1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。）が、改正前の給与条例等の規定による給料月額から給与条例附則第18項第1号に定める額に相当する額を減じた額と平成26年改正条例附則第8項から第10項までの規定による給料の額との合計額（1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。）に達しないときにおける人事委員会規則5-36（平成26年改正条例附則第8項から第10項までの規定による給料）第5条の規定の適用については、同条中「切り捨てた」とあるのは、「切り上げた」とする。

2 前項の規定は、平成26年経過措置額支給特定職員に対して支給される第2条各号に掲げる給与の額及び平成26年経過措置額支給特定職員に対する第14条等減額の額の算定の基礎となる場合における平成26年改正条例附則第8項から第10項までの規定による給料については、適用しない。

（雑則）

第6条 この規則に定めるもののほか、平成28年改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則6-1（職員の勤務時間に関する条例の施行手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月27日

山 形 県 人 事 委 員 会  
委 員 長 安 孫 子 俊 彦

第10条中「日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に改める。

第13条を次のように改める。

（介護を行う職員の時間外勤務の制限）

第13条 前2条（前条第1項第3号を除く。）の規定は、条例第4条の3第4項において準用する同条第2項又は第3項の規定による要介護者を介護する職員の時間外勤務の制限について準用する。この場合において、前条第1項第1号中「子」とあるのは「職員休日休暇条例第9条の2第1項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同条第2項中「次の各号に掲げるいずれかの」とあるのは「前項第1号又は第2号に掲げる」と読み替えるものとする。

## 附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

山形県人事委員会規則6-3（職員の休日及び休暇に関する条例の施行手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月27日

山 形 県 人 事 委 員 会  
委 員 長 安 孫 子 俊 彦

第8条第1項中「であつて」を「(第2号に掲げる者にあつては、)に、「とする」を「に限る。」とする」に改め、同条第4項中「の範囲内」を「(当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間」に改め、同項を同条第10項とし、同条中第3項を第9項とし、第2項の次に次の6項を加える。

- 3 条例第9条の2第1項に規定する職員の申出は、同項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の指定を希望する期間の初日及び末日を別記様式第5号に記入して、任命権者に対し行わなければならない。
- 4 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があつた場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第7項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。
- 5 職員は、第3項の申出に基づき前項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を別記様式第5号に記入して、任命権者に対し申し出なければならない。
- 6 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があつた場合には、第4項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
- 7 第4項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、申出の期間又は第3項の申出に基づき第4項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第5項の規定による指定期間の延長の指定の申出があつた場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり第9条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。
- 8 指定期間の通算は、暦に従つて計算し、1月に満たない期間は、30日をもつて1月とする。

第8条の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第8条の2 介護時間の単位は、30分とする。

2 介護時間は、1日を通じ、勤務時間の開始の時刻から連続し、又は勤務時間の終了の時刻まで連続した2時間（育児休業条例第33条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

第9条の見出し中「の承認」を「及び介護時間の承認」に改め、同条中「の申請」を「又は介護時間の申請」に、「に定める」を「又は第9条の3第1項に定める」に改める。

第13条第1項中「、あらかじめ」を削り、「により、」を「により、介護時間を受けようとするときは別記様式第6号により、あらかじめ」に改め、同条第2項中「場合」を「介護休暇の承認を受けようとする場合」に、「条例第9条の2第2項に規定する介護を必要とする一の継続する状態」を「1回の指定期間」に、「介護休暇」を「介護休暇の承認」に、「期間」を「期間（当該指定期間が2週間未満である場合その他の人事委員会が定める場合には、人事委員会が定める期間）」に改め、同条第3項中「休暇」を「介護休暇又は介護時間」に改め、同項ただし書中「当該申請に」を「当該介護休暇の申請に」に改め、同条第4項中「介護休暇」を「介護休暇又は介護時間」に改める。

別記様式第5号を次のように改める。  
様式第5号

(第1面)

年 月 日

任命権者あて

部  
所属 課名  
局

職名 氏 名<sup>㊟</sup>

介 護 休 暇 承 認 申 請 書

下記により、介護休暇に係る指定期間を申し出るとともに、休暇をいただきたいので御承認くださるよう申請します。

記

| ※要介護者に関する事項 |                                                         |  |  | ※要介護者の状態及び具体的な介護の内容 |  |  |  |
|-------------|---------------------------------------------------------|--|--|---------------------|--|--|--|
| 氏 名         |                                                         |  |  |                     |  |  |  |
| 続 柄         |                                                         |  |  |                     |  |  |  |
| 同 ・ 別 居     | <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 |  |  |                     |  |  |  |
| 介護が必要となった時期 | 年 月 日                                                   |  |  |                     |  |  |  |

| 指 定 期 間 の 申 出 ・ 指 定 |       |       |       |                |       |       |       |                |       |       |       |                |       |       |       |
|---------------------|-------|-------|-------|----------------|-------|-------|-------|----------------|-------|-------|-------|----------------|-------|-------|-------|
| 第1回                 |       |       |       | 第2回            |       |       |       | 第3回            |       |       |       |                |       |       |       |
| ※ 申出の期間             | ※ 申出日 | ※ 本人印 | 決裁 期間 | ※ 申出の期間        | ※ 申出日 | ※ 本人印 | 決裁 期間 | ※ 申出の期間        | ※ 申出日 | ※ 本人印 | 決裁 期間 | ※ 申出の期間        | ※ 申出日 | ※ 本人印 | 決裁 期間 |
| 年月日から<br>年月日まで      |       |       | 月 日   | 年月日から<br>年月日まで |       |       | 月 日   | 年月日から<br>年月日まで |       |       | 月 日   | 年月日から<br>年月日まで |       |       | 月 日   |
| 備考                  |       |       |       | 備考             |       |       |       | 備考             |       |       |       |                |       |       |       |

| 指 定 期 間 の 延 長 ・ 短 縮 |       |       |              |                  |       |       |              |                  |       |       |              |                  |       |       |              |
|---------------------|-------|-------|--------------|------------------|-------|-------|--------------|------------------|-------|-------|--------------|------------------|-------|-------|--------------|
| 第1回                 |       |       |              | 第2回              |       |       |              | 第3回              |       |       |              |                  |       |       |              |
| ※延長・短縮後の末日          | ※ 申出日 | ※ 本人印 | 決裁 延長・短縮後の期間 | ※延長・短縮後の末日       | ※ 申出日 | ※ 本人印 | 決裁 延長・短縮後の期間 | ※延長・短縮後の末日       | ※ 申出日 | ※ 本人印 | 決裁 延長・短縮後の期間 | ※延長・短縮後の末日       | ※ 申出日 | ※ 本人印 | 決裁 延長・短縮後の期間 |
| (年月日から)<br>年月日まで    |       |       | 月 日          | (年月日から)<br>年月日まで |       |       | 月 日          | (年月日から)<br>年月日まで |       |       | 月 日          | (年月日から)<br>年月日まで |       |       | 月 日          |
| (年月日から)<br>年月日まで    |       |       | 月 日          | (年月日から)<br>年月日まで |       |       | 月 日          | (年月日から)<br>年月日まで |       |       | 月 日          | (年月日から)<br>年月日まで |       |       | 月 日          |
| 備考                  |       |       |              | 備考               |       |       |              | 備考               |       |       |              |                  |       |       |              |

(※印の欄は職員が記入又は押印する。)

| 介護休暇の申請・承認     |                                                                |                |        |               |      |                                                             |     |     |
|----------------|----------------------------------------------------------------|----------------|--------|---------------|------|-------------------------------------------------------------|-----|-----|
| ※申請の期間         |                                                                |                |        | ※申 請<br>年 月 日 | ※本人印 | 承認の<br>可 否                                                  | 決 裁 | 備 考 |
| 年 月 日          | 時 間                                                            | 日・<br>時間数      | 年 月 日  |               |      |                                                             |     |     |
| 年月日から<br>年月日まで | <input type="checkbox"/> 毎日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 時分～時分<br>時分～時分 | 日<br>時 | 年月日           |      | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |     |     |
| 年月日から<br>年月日まで | <input type="checkbox"/> 毎日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 時分～時分<br>時分～時分 | 日<br>時 | 年月日           |      | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |     |     |
| 年月日から<br>年月日まで | <input type="checkbox"/> 毎日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 時分～時分<br>時分～時分 | 日<br>時 | 年月日           |      | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |     |     |
| 年月日から<br>年月日まで | <input type="checkbox"/> 毎日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 時分～時分<br>時分～時分 | 日<br>時 | 年月日           |      | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |     |     |
| 年月日から<br>年月日まで | <input type="checkbox"/> 毎日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 時分～時分<br>時分～時分 | 日<br>時 | 年月日           |      | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |     |     |
| 年月日から<br>年月日まで | <input type="checkbox"/> 毎日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 時分～時分<br>時分～時分 | 日<br>時 | 年月日           |      | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |     |     |
| 年月日から<br>年月日まで | <input type="checkbox"/> 毎日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 時分～時分<br>時分～時分 | 日<br>時 | 年月日           |      | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |     |     |
| 年月日から<br>年月日まで | <input type="checkbox"/> 毎日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 時分～時分<br>時分～時分 | 日<br>時 | 年月日           |      | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |     |     |
| 年月日から<br>年月日まで | <input type="checkbox"/> 毎日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 時分～時分<br>時分～時分 | 日<br>時 | 年月日           |      | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |     |     |
| 年月日から<br>年月日まで | <input type="checkbox"/> 毎日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 時分～時分<br>時分～時分 | 日<br>時 | 年月日           |      | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |     |     |
| 年月日から<br>年月日まで | <input type="checkbox"/> 毎日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 時分～時分<br>時分～時分 | 日<br>時 | 年月日           |      | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |     |     |
| 年月日から<br>年月日まで | <input type="checkbox"/> 毎日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 時分～時分<br>時分～時分 | 日<br>時 | 年月日           |      | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |     |     |

(※印の欄は職員が記入又は押印する。)

介護休暇の取消し等

| ※休暇の取消し等の期間        |             |     |     |        |  |  | ※<br>本人印 | 決<br>裁 | 備<br>考 |
|--------------------|-------------|-----|-----|--------|--|--|----------|--------|--------|
| 年 月 日              | 時 間         |     |     | 日・時間数  |  |  |          |        |        |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | 時 分～<br>時 分 | 時 分 | 時 分 | 日<br>時 |  |  |          |        |        |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | 時 分～<br>時 分 | 時 分 | 時 分 | 日<br>時 |  |  |          |        |        |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | 時 分～<br>時 分 | 時 分 | 時 分 | 日<br>時 |  |  |          |        |        |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | 時 分～<br>時 分 | 時 分 | 時 分 | 日<br>時 |  |  |          |        |        |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | 時 分～<br>時 分 | 時 分 | 時 分 | 日<br>時 |  |  |          |        |        |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | 時 分～<br>時 分 | 時 分 | 時 分 | 日<br>時 |  |  |          |        |        |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | 時 分～<br>時 分 | 時 分 | 時 分 | 日<br>時 |  |  |          |        |        |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | 時 分～<br>時 分 | 時 分 | 時 分 | 日<br>時 |  |  |          |        |        |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | 時 分～<br>時 分 | 時 分 | 時 分 | 日<br>時 |  |  |          |        |        |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | 時 分～<br>時 分 | 時 分 | 時 分 | 日<br>時 |  |  |          |        |        |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | 時 分～<br>時 分 | 時 分 | 時 分 | 日<br>時 |  |  |          |        |        |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | 時 分～<br>時 分 | 時 分 | 時 分 | 日<br>時 |  |  |          |        |        |

(※印の欄は職員が記入又は押印する。)

別記様式第5号の次に次の1様式を加える。  
様式第6号

(第1面)

年 月 日

任命権者あて

部  
所属 課名  
局

職名 氏 名<sup>㊟</sup>

介 護 時 間 承 認 申 請 書

下記により介護時間をいただきたいので御承認くださるよう申請します。

記

| ※要介護者に関する事項        |                                                                | ※要介護者の状態及び具体的な介護の内容        |       |       |                                                             |    |  |
|--------------------|----------------------------------------------------------------|----------------------------|-------|-------|-------------------------------------------------------------|----|--|
| 氏 名                |                                                                |                            |       |       |                                                             |    |  |
| 続 柄                |                                                                |                            |       |       |                                                             |    |  |
| 同・別居               | <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居        |                            |       |       |                                                             |    |  |
| 介護が必要となった時期        | 年 月 日                                                          |                            |       |       |                                                             |    |  |
| 連続する3年の期間          | 年 月 日から 年 月 日まで                                                |                            |       |       |                                                             |    |  |
| ※申請の期間             |                                                                | ※申請                        | ※本人印  | 承認の可否 | 決裁                                                          | 備考 |  |
| 年 月 日              | 時 間                                                            | 年 月 日                      |       |       |                                                             |    |  |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | <input type="checkbox"/> 毎日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 午前 時 分～ 時 分<br>午後 時 分～ 時 分 | 年 月 日 |       | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |    |  |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | <input type="checkbox"/> 毎日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 午前 時 分～ 時 分<br>午後 時 分～ 時 分 | 年 月 日 |       | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |    |  |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | <input type="checkbox"/> 毎日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 午前 時 分～ 時 分<br>午後 時 分～ 時 分 | 年 月 日 |       | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |    |  |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | <input type="checkbox"/> 毎日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 午前 時 分～ 時 分<br>午後 時 分～ 時 分 | 年 月 日 |       | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |    |  |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | <input type="checkbox"/> 毎日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 午前 時 分～ 時 分<br>午後 時 分～ 時 分 | 年 月 日 |       | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |    |  |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | <input type="checkbox"/> 毎日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 午前 時 分～ 時 分<br>午後 時 分～ 時 分 | 年 月 日 |       | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |    |  |

(※印の欄は職員が記入又は押印する。)

(第2面)

| ※申請の期間             |                                                                 |                            | ※申請年月日 | ※本人印 | 承認可否                                                        | 決裁 | 備考 |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------|----------------------------|--------|------|-------------------------------------------------------------|----|----|
| 年 月 日              | 時 間                                                             | 年 月 日                      |        |      |                                                             |    |    |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | <input type="checkbox"/> 毎 日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 午前 時 分～ 時 分<br>午後 時 分～ 時 分 | 年 月 日  |      | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |    |    |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | <input type="checkbox"/> 毎 日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 午前 時 分～ 時 分<br>午後 時 分～ 時 分 | 年 月 日  |      | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |    |    |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | <input type="checkbox"/> 毎 日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 午前 時 分～ 時 分<br>午後 時 分～ 時 分 | 年 月 日  |      | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |    |    |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | <input type="checkbox"/> 毎 日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 午前 時 分～ 時 分<br>午後 時 分～ 時 分 | 年 月 日  |      | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |    |    |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | <input type="checkbox"/> 毎 日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 午前 時 分～ 時 分<br>午後 時 分～ 時 分 | 年 月 日  |      | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |    |    |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | <input type="checkbox"/> 毎 日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 午前 時 分～ 時 分<br>午後 時 分～ 時 分 | 年 月 日  |      | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |    |    |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | <input type="checkbox"/> 毎 日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 午前 時 分～ 時 分<br>午後 時 分～ 時 分 | 年 月 日  |      | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |    |    |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | <input type="checkbox"/> 毎 日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 午前 時 分～ 時 分<br>午後 時 分～ 時 分 | 年 月 日  |      | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |    |    |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | <input type="checkbox"/> 毎 日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 午前 時 分～ 時 分<br>午後 時 分～ 時 分 | 年 月 日  |      | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |    |    |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | <input type="checkbox"/> 毎 日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 午前 時 分～ 時 分<br>午後 時 分～ 時 分 | 年 月 日  |      | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |    |    |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | <input type="checkbox"/> 毎 日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 午前 時 分～ 時 分<br>午後 時 分～ 時 分 | 年 月 日  |      | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |    |    |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | <input type="checkbox"/> 毎 日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 午前 時 分～ 時 分<br>午後 時 分～ 時 分 | 年 月 日  |      | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |    |    |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | <input type="checkbox"/> 毎 日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 午前 時 分～ 時 分<br>午後 時 分～ 時 分 | 年 月 日  |      | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |    |    |

(※印の欄は職員が記入又は押印する。)

(第3面)

| ※休暇の取消し等の期間        |                            | ※<br>本人印 | 決<br>裁 | 備<br>考 |
|--------------------|----------------------------|----------|--------|--------|
| 年 月 日              | 時 間                        |          |        |        |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | 午前 時 分～ 時 分<br>午後 時 分～ 時 分 |          |        |        |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | 午前 時 分～ 時 分<br>午後 時 分～ 時 分 |          |        |        |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | 午前 時 分～ 時 分<br>午後 時 分～ 時 分 |          |        |        |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | 午前 時 分～ 時 分<br>午後 時 分～ 時 分 |          |        |        |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | 午前 時 分～ 時 分<br>午後 時 分～ 時 分 |          |        |        |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | 午前 時 分～ 時 分<br>午後 時 分～ 時 分 |          |        |        |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | 午前 時 分～ 時 分<br>午後 時 分～ 時 分 |          |        |        |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | 午前 時 分～ 時 分<br>午後 時 分～ 時 分 |          |        |        |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | 午前 時 分～ 時 分<br>午後 時 分～ 時 分 |          |        |        |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | 午前 時 分～ 時 分<br>午後 時 分～ 時 分 |          |        |        |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | 午前 時 分～ 時 分<br>午後 時 分～ 時 分 |          |        |        |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | 午前 時 分～ 時 分<br>午後 時 分～ 時 分 |          |        |        |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | 午前 時 分～ 時 分<br>午後 時 分～ 時 分 |          |        |        |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | 午前 時 分～ 時 分<br>午後 時 分～ 時 分 |          |        |        |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | 午前 時 分～ 時 分<br>午後 時 分～ 時 分 |          |        |        |

(※印の欄は職員が記入又は押印する。)

**附 則**

(施行期日)

- この規則は、平成29年1月1日から施行する。ただし、別記様式第5号の改正規定及び附則第7項の規定は、

公布の日から施行する。

（改正条例附則第2項の規定による指定期間の指定）

- 2 職員の勤務時間に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年12月県条例第54号。以下「改正条例」という。）附則第2項に規定する職員の申出は、改正条例第2条の規定による改正後の職員の休日及び休暇に関する条例（昭和26年12月県条例第64号）第9条の2第1項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の末日とすることを希望する日を改正後の別記様式第5号に記入して、任命権者に対し行わなければならない。
- 3 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、改正条例附則第2項に規定する初日（以下「初日」という。）から当該申出による期間の末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
- 4 改正条例附則第2項に規定する職員（以下「職員」という。）は、附則第2項の申出に基づき前項若しくは附則第6項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは附則第6項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を改正後の別記様式第5号に記入して、任命権者に対し申し出なければならない。
- 5 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
- 6 附則第3項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、平成29年1月1日から附則第2項の規定により申し出た指定期間の末日とすることを希望する日までの期間（以下「施行日以後の申出の期間」という。）又は附則第2項の申出に基づき附則第3項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から附則第4項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり山形県人事委員会規則6-3第9条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、施行日以後の申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。  
（準備行為）
- 7 附則第2項の規定による指定期間の指定の申出は、この規則の施行の前日においても行うことができる。

## 企業局関係

### 規 程

#### 山形県企業管理規程第11号

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年12月27日

山形県企業管理者 若 松 正 俊

#### 山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程（昭和29年2月県電気事業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第5条の6中「6,300円」を「6,400円」に、「3,150円」を「3,200円」に改める。

#### 附 則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

#### 山形県企業管理規程第12号

山形県企業局就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年12月27日

山形県企業管理者 若 松 正 俊

#### 山形県企業局就業規程の一部を改正する規程

山形県企業局就業規程（昭和43年4月県企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第12条の3第2項中「職員」を「職員又は第45条の3の規定により介護時間を与えられている職員」に、「の期間」を「又は当該介護時間の期間」に改める。

第17条中「日常生活を営むのに支障があるもの」を「要介護者」に、「該当する」を「該当する者に該当する」

に、「当該」を「、」に、「日常生活を営むのに支障がある者（以下この条及び」を「要介護者（」に、「をいう。）」を「をいう。以下同じ。）」に、「前条第1項中「前条」とあるのは「次条において準用する前条」と、同条第5項第1号を「前条第5項第1号」に改める。

第19条の2中「前2条（」を「前3条（」に、「日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に、「第18条の2」を「第18条中「3歳に満たない子のある職員が当該子を養育する」とあるのは「職員が、第45条の2第1項に規定する要介護者（次条及び第19条において「要介護者」という。）を介護する」と、第18条の2」に改め、「第19条の2において準用する次条で定めるところにより当該」を削り、「前条第1項中「前2条」とあるのは「次条において準用する前条」と、「ものとする。この場合において、当該制限を請求する期間については、第18条の規定による請求に係る期間と前条の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」とあるのは「ものとする」と、同条第2項及び第3項中「前2条」とあるのは「次条において準用する前条」と、同条第6項第1号を「前条第6項第1号」に改める。

第22条中「第45条の2」を「第45条の3」に改める。

第39条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

第45条の2第1項中「次の各号」を「要介護者（次の各号）」に改め、「第5号及び」を削り、「もの」を「ものをいう。以下同じ。）」に、「ため、」を「ため、管理者が、第3項から第7項までに定めるところにより、当該職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、業務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

第45条の2第2項中「同項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改め、同条第4項中「の範囲内」を「（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間」に改め、同項を同条第10項とし、同条中第3項を第9項とし、第2項の次に次の6項を加える。

- 3 第1項に規定する職員の申出は、指定期間の指定を希望する期間の初日及び末日を介護休暇承認申請書（別記様式第15号の2）に記入して、管理者に対し行わなければならない。
- 4 管理者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があつた場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第7項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。
- 5 職員は、第3項の申出に基づき前項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を介護休暇承認申請書に記入して、管理者に対し申し出なければならない。
- 6 管理者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があつた場合には、第4項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
- 7 第4項又は前項の規定にかかわらず、管理者は、それぞれ、申出の期間又は第3項の申出に基づき第4項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第5項の規定による指定期間の延長の指定の申出があつた場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり第1項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。
- 8 指定期間の通算は、暦に従つて計算し、1月に満たない期間は、30日をもつて1月とする。

第45条の2の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第45条の3 管理者は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合には、当該職員に介護時間を与える。ただし、業務の運営に支障がある時間については、この限りでない。

2 前項の休暇は、同項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間の単位は、30分とする。

4 介護時間は、1日を通じ、勤務時間の開始の時刻から連続し、又は勤務時間の終了の時刻まで連続した2時間（第12条の3第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

第46条第1項中「にあつては、介護休暇を受けようとする期間の始まる日」を「の指定期間の指定を受けようとするときは、指定期間の指定を希望する期間の初日」に、「により申請し」を「により申請（介護休暇の指定期間の指定を受けようとするときは、指定期間の指定の申出）をし」に改め、同条第2項中

「介護休暇 介護休暇承認申請書（別記様式第15号の2）」を

「介護休暇 介護休暇承認申請書

介護時間 介護時間承認申請書（別記様式第15号の3）」に改め、同条第3項中「（介護休暇承認申請書を除く。）」を削り、「日の」を「日（介護休暇の指定期間の指定を受けようとするときは、指定期間の指定を希望する期間の初日）の」に改め、同項ただし書中「場合」を「場合（介護休暇の指定期間の指定の申出に係る書類を提出する場合を除く。）」に改め、同条第4項中「の申請は、介護休暇」及び「期間の始まる日の前日までに行わなければならない。この」を削り、「前条第2項に規定する介護を必要とする一の継続する状態」を「1回の指定期間」に、「初めて介護休暇」を「初めて介護休暇の承認」に、「の期間」を「の期間（当該指定期間が2週間未満である場合その他の管理者が定める場合には、管理者が定める期間）」に改め、同条第5項中「介護休暇」を「介護休暇又は介護時間」に、「係る休暇」を「係る介護休暇又は介護時間」に改め、同項ただし書中「当該申請に」を「当該介護休暇の申請に」に改め、同条第6項中「介護休暇」を「介護休暇又は介護時間」に改める。

別記様式第4号中

|      |   |   |
|------|---|---|
| 介護休暇 | 日 | 時 |
|      |   |   |

を

|      |   |     |
|------|---|-----|
| 介護休暇 | 日 | 時   |
| 介護時間 | 回 | 日 時 |

に改める。

別記様式第15号の2を次のように改める。

様式第15号の2

(第1面)

年 月 日

山形県企業管理者 氏 名 殿

所属 職 氏 名<sup>㊟</sup>

介 護 休 暇 承 認 申 請 書

下記により、介護休暇に係る指定期間を申し出るとともに、休暇をいただきたいので御承認くださるよう申請します。

記

|             |                                                           |                     |  |
|-------------|-----------------------------------------------------------|---------------------|--|
| ※要介護者に関する事項 |                                                           | ※要介護者の状態及び具体的な介護の内容 |  |
| 氏 名         |                                                           |                     |  |
| 続 柄         |                                                           |                     |  |
| 同 ・ 別 居     | <input type="checkbox"/> 同 居 <input type="checkbox"/> 別 居 |                     |  |
| 介護が必要となった時期 | 年 月 日                                                     |                     |  |

| 指 定 期 間 の 申 出 ・ 指 定 |          |          |    |     |                |          |          |    |     |                |          |          |    |     |
|---------------------|----------|----------|----|-----|----------------|----------|----------|----|-----|----------------|----------|----------|----|-----|
| 第1回                 |          |          |    |     | 第2回            |          |          |    |     | 第3回            |          |          |    |     |
| ※<br>申出の期間          | ※<br>申出日 | ※<br>本人印 | 決裁 | 期間  | ※<br>申出の期間     | ※<br>申出日 | ※<br>本人印 | 決裁 | 期間  | ※<br>申出の期間     | ※<br>申出日 | ※<br>本人印 | 決裁 | 期間  |
| 年月日から<br>年月日まで      |          |          |    | 月 日 | 年月日から<br>年月日まで |          |          |    | 月 日 | 年月日から<br>年月日まで |          |          |    | 月 日 |
| 備考                  |          |          |    |     | 備考             |          |          |    |     | 備考             |          |          |    |     |

| 指 定 期 間 の 延 長 ・ 短 縮 |          |          |    |               |                  |          |          |    |               |                  |          |          |    |               |
|---------------------|----------|----------|----|---------------|------------------|----------|----------|----|---------------|------------------|----------|----------|----|---------------|
| 第1回                 |          |          |    |               | 第2回              |          |          |    |               | 第3回              |          |          |    |               |
| ※延長・短縮<br>後の末日      | ※<br>申出日 | ※<br>本人印 | 決裁 | 延長・短縮<br>後の期間 | ※延長・短縮<br>後の末日   | ※<br>申出日 | ※<br>本人印 | 決裁 | 延長・短縮<br>後の期間 | ※延長・短縮<br>後の末日   | ※<br>申出日 | ※<br>本人印 | 決裁 | 延長・短縮<br>後の期間 |
| (年月日から)<br>年月日まで    |          |          |    | 月 日           | (年月日から)<br>年月日まで |          |          |    | 月 日           | (年月日から)<br>年月日まで |          |          |    | 月 日           |
| (年月日から)<br>年月日まで    |          |          |    | 月 日           | (年月日から)<br>年月日まで |          |          |    | 月 日           | (年月日から)<br>年月日まで |          |          |    | 月 日           |
| 備考                  |          |          |    |               | 備考               |          |          |    |               | 備考               |          |          |    |               |

(※印の欄は職員が記入又は押印する。)

(第2面)

介 護 休 暇 の 申 請 ・ 承 認

| ※申請の期間             |                                                                 |                      |        | ※申 請 日<br>年 月 日 | ※本人印 | 承 認 の 否<br>可 否                                               | 決 裁 | 備 考 |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------|----------------------|--------|-----------------|------|--------------------------------------------------------------|-----|-----|
| 年 月 日              | 時 間                                                             | 日・<br>時間数            | 年 月 日  |                 |      |                                                              |     |     |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | <input type="checkbox"/> 毎 日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 時 分～ 時 分<br>時 分～ 時 分 | 日<br>時 | 年 月 日           |      | <input type="checkbox"/> 承 認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |     |     |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | <input type="checkbox"/> 毎 日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 時 分～ 時 分<br>時 分～ 時 分 | 日<br>時 | 年 月 日           |      | <input type="checkbox"/> 承 認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |     |     |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | <input type="checkbox"/> 毎 日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 時 分～ 時 分<br>時 分～ 時 分 | 日<br>時 | 年 月 日           |      | <input type="checkbox"/> 承 認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |     |     |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | <input type="checkbox"/> 毎 日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 時 分～ 時 分<br>時 分～ 時 分 | 日<br>時 | 年 月 日           |      | <input type="checkbox"/> 承 認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |     |     |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | <input type="checkbox"/> 毎 日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 時 分～ 時 分<br>時 分～ 時 分 | 日<br>時 | 年 月 日           |      | <input type="checkbox"/> 承 認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |     |     |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | <input type="checkbox"/> 毎 日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 時 分～ 時 分<br>時 分～ 時 分 | 日<br>時 | 年 月 日           |      | <input type="checkbox"/> 承 認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |     |     |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | <input type="checkbox"/> 毎 日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 時 分～ 時 分<br>時 分～ 時 分 | 日<br>時 | 年 月 日           |      | <input type="checkbox"/> 承 認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |     |     |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | <input type="checkbox"/> 毎 日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 時 分～ 時 分<br>時 分～ 時 分 | 日<br>時 | 年 月 日           |      | <input type="checkbox"/> 承 認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |     |     |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | <input type="checkbox"/> 毎 日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 時 分～ 時 分<br>時 分～ 時 分 | 日<br>時 | 年 月 日           |      | <input type="checkbox"/> 承 認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |     |     |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | <input type="checkbox"/> 毎 日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 時 分～ 時 分<br>時 分～ 時 分 | 日<br>時 | 年 月 日           |      | <input type="checkbox"/> 承 認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |     |     |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | <input type="checkbox"/> 毎 日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 時 分～ 時 分<br>時 分～ 時 分 | 日<br>時 | 年 月 日           |      | <input type="checkbox"/> 承 認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |     |     |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | <input type="checkbox"/> 毎 日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 時 分～ 時 分<br>時 分～ 時 分 | 日<br>時 | 年 月 日           |      | <input type="checkbox"/> 承 認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |     |     |

(※印の欄は職員が記入又は押印する。)

| 介 護 休 暇 の 取 消 し 等  |              |            |        |  |          |     |     |
|--------------------|--------------|------------|--------|--|----------|-----|-----|
| ※休暇の取消し等の期間        |              |            |        |  | ※<br>本人印 | 決 裁 | 備 考 |
| 年 月 日              | 時 間          |            | 日・時間数  |  |          |     |     |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | 時 分～<br>時 分～ | 時 分<br>時 分 | 日<br>時 |  |          |     |     |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | 時 分～<br>時 分～ | 時 分<br>時 分 | 日<br>時 |  |          |     |     |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | 時 分～<br>時 分～ | 時 分<br>時 分 | 日<br>時 |  |          |     |     |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | 時 分～<br>時 分～ | 時 分<br>時 分 | 日<br>時 |  |          |     |     |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | 時 分～<br>時 分～ | 時 分<br>時 分 | 日<br>時 |  |          |     |     |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | 時 分～<br>時 分～ | 時 分<br>時 分 | 日<br>時 |  |          |     |     |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | 時 分～<br>時 分～ | 時 分<br>時 分 | 日<br>時 |  |          |     |     |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | 時 分～<br>時 分～ | 時 分<br>時 分 | 日<br>時 |  |          |     |     |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | 時 分～<br>時 分～ | 時 分<br>時 分 | 日<br>時 |  |          |     |     |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | 時 分～<br>時 分～ | 時 分<br>時 分 | 日<br>時 |  |          |     |     |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | 時 分～<br>時 分～ | 時 分<br>時 分 | 日<br>時 |  |          |     |     |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | 時 分～<br>時 分～ | 時 分<br>時 分 | 日<br>時 |  |          |     |     |

(※印の欄は職員が記入又は押印する。)

別記様式第15号の2の次に次の1様式を加える。  
様式第15号の3

(第1面)

年 月 日

山形県企業管理者 氏 名 殿

所属 職 氏 名<sup>㊤</sup>

介 護 時 間 承 認 申 請 書

下記により介護時間をいただきたいので御承認くださるよう申請します。

記

| ※要介護者に関する事項 |                                                                 |                              | ※要介護者の状態及び具体的な介護の内容 |      |                                                             |    |    |  |
|-------------|-----------------------------------------------------------------|------------------------------|---------------------|------|-------------------------------------------------------------|----|----|--|
| 氏 名         |                                                                 |                              |                     |      |                                                             |    |    |  |
| 続 柄         |                                                                 |                              |                     |      |                                                             |    |    |  |
| 同 ・ 別 居     | <input type="checkbox"/> 同 居                                    | <input type="checkbox"/> 別 居 |                     |      |                                                             |    |    |  |
| 介護が必要となった時期 | 年 月 日                                                           |                              |                     |      |                                                             |    |    |  |
| 連続する3年の期間   | 年 月 日から 年 月 日まで                                                 |                              |                     |      |                                                             |    |    |  |
| ※申請の期間      |                                                                 |                              | ※申請年月日              | ※本人印 | 承認の可否                                                       | 決裁 | 備考 |  |
| 年 月 日から     | <input type="checkbox"/> 毎 日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 時 間                          | 年 月 日               |      | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |    |    |  |
| 年 月 日まで     |                                                                 | 午前 時 分～ 時 分<br>午後 時 分～ 時 分   | 年 月 日               |      | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |    |    |  |
| 年 月 日から     | <input type="checkbox"/> 毎 日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 時 間                          | 年 月 日               |      | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |    |    |  |
| 年 月 日まで     |                                                                 | 午前 時 分～ 時 分<br>午後 時 分～ 時 分   | 年 月 日               |      | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |    |    |  |
| 年 月 日から     | <input type="checkbox"/> 毎 日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 時 間                          | 年 月 日               |      | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |    |    |  |
| 年 月 日まで     |                                                                 | 午前 時 分～ 時 分<br>午後 時 分～ 時 分   | 年 月 日               |      | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |    |    |  |
| 年 月 日から     | <input type="checkbox"/> 毎 日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 時 間                          | 年 月 日               |      | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |    |    |  |
| 年 月 日まで     |                                                                 | 午前 時 分～ 時 分<br>午後 時 分～ 時 分   | 年 月 日               |      | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |    |    |  |
| 年 月 日から     | <input type="checkbox"/> 毎 日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 時 間                          | 年 月 日               |      | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |    |    |  |
| 年 月 日まで     |                                                                 | 午前 時 分～ 時 分<br>午後 時 分～ 時 分   | 年 月 日               |      | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |    |    |  |

(※印の欄は職員が記入又は押印する。)

(第2面)

| ※申請の期間         |                                                                |                    | ※申請<br>年月日 | ※本人印 | 承認の<br>可否                                                   | 決 裁 | 備 考 |
|----------------|----------------------------------------------------------------|--------------------|------------|------|-------------------------------------------------------------|-----|-----|
| 年 月 日          | 時 間                                                            | 時 間                |            |      |                                                             |     |     |
| 年月日から<br>年月日まで | <input type="checkbox"/> 毎日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 午前時分～時分<br>午後時分～時分 | 年月日        |      | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |     |     |
| 年月日から<br>年月日まで | <input type="checkbox"/> 毎日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 午前時分～時分<br>午後時分～時分 | 年月日        |      | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |     |     |
| 年月日から<br>年月日まで | <input type="checkbox"/> 毎日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 午前時分～時分<br>午後時分～時分 | 年月日        |      | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |     |     |
| 年月日から<br>年月日まで | <input type="checkbox"/> 毎日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 午前時分～時分<br>午後時分～時分 | 年月日        |      | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |     |     |
| 年月日から<br>年月日まで | <input type="checkbox"/> 毎日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 午前時分～時分<br>午後時分～時分 | 年月日        |      | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |     |     |
| 年月日から<br>年月日まで | <input type="checkbox"/> 毎日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 午前時分～時分<br>午後時分～時分 | 年月日        |      | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |     |     |
| 年月日から<br>年月日まで | <input type="checkbox"/> 毎日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 午前時分～時分<br>午後時分～時分 | 年月日        |      | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |     |     |
| 年月日から<br>年月日まで | <input type="checkbox"/> 毎日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 午前時分～時分<br>午後時分～時分 | 年月日        |      | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |     |     |
| 年月日から<br>年月日まで | <input type="checkbox"/> 毎日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 午前時分～時分<br>午後時分～時分 | 年月日        |      | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |     |     |
| 年月日から<br>年月日まで | <input type="checkbox"/> 毎日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 午前時分～時分<br>午後時分～時分 | 年月日        |      | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |     |     |
| 年月日から<br>年月日まで | <input type="checkbox"/> 毎日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 午前時分～時分<br>午後時分～時分 | 年月日        |      | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |     |     |
| 年月日から<br>年月日まで | <input type="checkbox"/> 毎日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 午前時分～時分<br>午後時分～時分 | 年月日        |      | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |     |     |
| 年月日から<br>年月日まで | <input type="checkbox"/> 毎日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 午前時分～時分<br>午後時分～時分 | 年月日        |      | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |     |     |

(※印の欄は職員が記入又は押印する。)

(第3面)

| ※休暇の取消し等の期間 |   |     |             | ※<br>本人印 | 決<br>裁 | 備<br>考 |
|-------------|---|-----|-------------|----------|--------|--------|
| 年           | 月 | 日   | 時 間         |          |        |        |
| 年           | 月 | 日から | 午前 時 分～ 時 分 |          |        |        |
| 年           | 月 | 日まで | 午後 時 分～ 時 分 |          |        |        |
| 年           | 月 | 日から | 午前 時 分～ 時 分 |          |        |        |
| 年           | 月 | 日まで | 午後 時 分～ 時 分 |          |        |        |
| 年           | 月 | 日から | 午前 時 分～ 時 分 |          |        |        |
| 年           | 月 | 日まで | 午後 時 分～ 時 分 |          |        |        |
| 年           | 月 | 日から | 午前 時 分～ 時 分 |          |        |        |
| 年           | 月 | 日まで | 午後 時 分～ 時 分 |          |        |        |
| 年           | 月 | 日から | 午前 時 分～ 時 分 |          |        |        |
| 年           | 月 | 日まで | 午後 時 分～ 時 分 |          |        |        |
| 年           | 月 | 日から | 午前 時 分～ 時 分 |          |        |        |
| 年           | 月 | 日まで | 午後 時 分～ 時 分 |          |        |        |
| 年           | 月 | 日から | 午前 時 分～ 時 分 |          |        |        |
| 年           | 月 | 日まで | 午後 時 分～ 時 分 |          |        |        |
| 年           | 月 | 日から | 午前 時 分～ 時 分 |          |        |        |
| 年           | 月 | 日まで | 午後 時 分～ 時 分 |          |        |        |

(※印の欄は職員が記入又は押印する。)

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の第45条の2第1項の規定により介護休暇を与えられていた職員であって、この規程の施行の日において当該介護休暇の初日（以下単に「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る改正後の第45条の2第1項に規定する指定期間については、管理者は、別に定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づくこの規程の施行の日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。
- 3 改正前の別記様式第4号の規定による用紙でこの規程の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

**山形県企業管理規程第13号**

山形県企業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年12月27日

山形県企業管理者 若松正俊

**山形県企業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程**

山形県企業局職員の人事に関する手続規程（平成22年3月県企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第36条第1項中第25号を第26号とし、第24号を第25号とし、第23号の次に次の1号を加える。

(24) 介護時間承認申請書（就業規程別記様式第15号の3による。）

第36条第2項に次の1号を加える。

(3) 介護時間の承認 当該介護時間の承認の可否を記載した介護時間承認申請書の写し

第36条第4項中、「により、」を「により、介護休暇の指定期間を指定し、若しくはその期間を延長し、若しくは短縮して指定した場合又は」に、「又は」を「、若しくは」に改め、「介護休暇承認等報告書（別記様式第35号）に」を削り、「添えて、」を「添えて介護休暇承認等報告書（別記様式第35号）により、介護時間若しくはその期間の延長を承認し、又は取り消した場合は別に定めるところにより」に改める。

別記様式第35号を次のように改める。

様式第35号

番 号  
年 月 日

山形県企業管理者 殿

所属長 職 氏 名 印

介 護 休 暇 承 認 等 報 告 書

| 区 分 | 職 名 | 氏 名 | 指 定 期 間                               | 備 考 |
|-----|-----|-----|---------------------------------------|-----|
|     |     |     | 年 月 日から 年 月 日まで<br>( 年 月 日から 年 月 日まで) |     |

- (注) 1 「区分」の欄には、介護休暇の指定期間の指定、延長の指定又は短縮の指定の区分を記載すること。
- 2 「指定期間」の欄には、介護休暇の指定期間を次のとおり記載すること。
  - (1) 介護休暇の指定期間を指定した場合は、「指定期間」の欄に当該指定に係る期間を記載すること。
  - (2) 介護休暇の指定期間を延長した場合は、「指定期間」の欄に延長後の当該期間を記載し、当初の指定期間を括弧書きで併記すること。
  - (3) 介護休暇の指定期間を短縮した場合は、「指定期間」の欄に短縮後の当該期間を記載し、当初の指定期間を括弧書きで併記すること。
- 3 介護休暇の指定期間に変更がなく、介護休暇の承認、期間の延長の承認又は取消しのみを行った場合は、その旨を「備考」の欄に記載すること。この場合において、「区分」及び「指定期間」の欄の記載は不要とする。
- 4 介護休暇承認申請書の写しを添付すること。

## 附 則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

**病院事業局関係**

## 規 程

## 山形県病院事業管理規程第18号

山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年12月27日

山形県病院事業管理者 新 澤 陽 英

## 山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局就業規程（平成15年3月県病院事業管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「職員」を「職員又は第49条の2の規定により介護時間を与えられている職員」に、「の期間」を「又は当該介護時間の期間」に改める。

第21条中「日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に改め、「この条及び次条において」を削り、「前条第1項中「前条」とあるのは「次条において準用する前条」と、同条第5項第1号」を「前条第5項第1号」に改める。

第24条中「前2条（）」を「前3条（）」に、「日常生活を営むのに支障がある者を」を「要介護者を」に、「第22条の2」を「第22条中「3歳に満たない子のある職員が当該子を養育する」とあるのは「職員が、第49条第1項に規定する要介護者（次条及び第23条において「要介護者」という。）を介護する」と、第22条の2」に、「第49条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（次条において「要介護者」という。）を「要介護者」に、「前条第1項中「前2条」とあるのは「次条において準用する前条」と、「ものとする。この場合において、第22条の規定による請求に係る期間と前条の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」とあるのは「ものとする」と、同条第6項第1号」を「前条第6項第1号」に改める。

第42条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

第49条第1項中「第5号及び」を削り、「もの」を「もの（以下「要介護者」という。）」に、「ため、」を「ため、管理者が、第3項から第7項までに定めるところにより、当該職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」に改め、同項ただし書中「、当該申請に係る期間のうち」を削り、同条第2項中「同項各号に規定する者のそれぞれが同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改め、同条第4項中「の範囲内」を「（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間」に改め、同項を同条第10項とし、同条中第3項を第9項とし、第2項の次に次の6項を加える。

- 3 第1項に規定する職員の申出は、指定期間の指定を希望する期間の初日及び末日を介護休暇承認申請書（別記様式第25号）に記入して、管理者に対し行わなければならない。
- 4 管理者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第7項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。
- 5 職員は、第3項の申出に基づき前項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を介護休暇承認申請書に記入して、管理者に対し申し出なければならない。
- 6 管理者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、第4項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
- 7 第4項又は前項の規定にかかわらず、管理者は、それぞれ、申出の期間又は第3項の申出に基づき第4項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第5項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間に

わたり第1項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

- 8 指定期間の通算は、暦に従って計算し、1月に満たない期間は、30日をもって1月とする。  
第49条の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第49条の2 管理者は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合には、当該職員に介護時間を与える。ただし、業務の運営に支障がある時間については、この限りでない。

- 2 前項の休暇は、同項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。
- 3 介護時間の単位は、30分とする。

4 介護時間は、1日を通じ、勤務時間の開始の時刻から連続し、又は勤務時間の終了の時刻まで連続した2時間（第15条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

第50条第1項中「にあつては、介護休暇を受けようとする期間の始まる日」を「の指定期間の指定を受けようとするときは、指定期間の指定を希望する期間の初日」に、「により申請し」を「により申請（介護休暇の指定期間の指定を受けようとするときは、指定期間の指定の申出）をし」に改め、同条第2項の表中

|   |      |            |   |   |              |           |            |
|---|------|------------|---|---|--------------|-----------|------------|
| 「 | 介護休暇 | 介護休暇承認申請書  | を | 「 | 介護休暇         | 介護休暇承認申請書 | に改め、同条第3項中 |
| 」 |      | （別記様式第25号） |   | 」 | 介護時間         | 介護時間承認申請書 |            |
|   |      |            |   |   | （別記様式第25号の2） |           |            |

「（介護休暇承認申請書を除く。）」を削り、「日の」を「日（介護休暇の指定期間の指定を受けようとするときは、指定期間の指定を希望する期間の初日）の」に改め、同項ただし書中「場合」を「場合（介護休暇の指定期間の指定の申出に係る書類を提出する場合を除く。）」に改め、同条第4項中「の申請は、介護休暇」及び「期間の始まる日の前日までに行わなければならない。この」を削り、「前条第2項に規定する介護を必要とする一の継続する状態」を「1回の指定期間」に、「初めて介護休暇」を「初めて介護休暇の承認」に、「の期間」を「の期間（当該指定期間が2週間未満である場合その他の管理者が定める場合には、管理者が定める期間）」に改め、同条第5項ただし書中「ただし」を「ただし、同項の規定により介護休暇の申請があった場合において」に改め、同条第6項中「介護休暇」を「介護休暇又は介護時間」に改める。

|           |   |         |   |   |   |   |         |   |   |       |
|-----------|---|---------|---|---|---|---|---------|---|---|-------|
| 別記様式第11号中 | 「 | 介 護 休 暇 | 日 | 時 | を | 「 | 介 護 休 暇 | 日 | 時 | に改める。 |
|           |   |         |   |   |   |   | 介 護 時 間 | 回 | 日 | 時     |
|           |   |         |   |   |   |   |         |   |   |       |

別記様式第25号を次のように改める。

様式第25号

(第1面)

年 月 日

山形県病院事業管理者 殿

所属 職 氏 名<sup>㊟</sup>

介 護 休 暇 承 認 申 請 書

下記により、介護休暇に係る指定期間を申し出るとともに、休暇をいただきたいので御承認くださるよう申請します。

記

| ※要介護者に関する事項 |                                                           |  |  | ※要介護者の状態及び具体的な介護の内容 |  |  |  |
|-------------|-----------------------------------------------------------|--|--|---------------------|--|--|--|
| 氏 名         |                                                           |  |  |                     |  |  |  |
| 続 柄         |                                                           |  |  |                     |  |  |  |
| 同 ・ 別 居     | <input type="checkbox"/> 同 居 <input type="checkbox"/> 別 居 |  |  |                     |  |  |  |
| 介護が必要となった時期 | 年 月 日                                                     |  |  |                     |  |  |  |

| 指 定 期 間 の 申 出 ・ 指 定 |          |          |    |     |                |          |          |    |     |                |          |          |    |     |
|---------------------|----------|----------|----|-----|----------------|----------|----------|----|-----|----------------|----------|----------|----|-----|
| 第1回                 |          |          |    |     | 第2回            |          |          |    |     | 第3回            |          |          |    |     |
| ※<br>申出の期間          | ※<br>申出日 | ※<br>本人印 | 決裁 | 期間  | ※<br>申出の期間     | ※<br>申出日 | ※<br>本人印 | 決裁 | 期間  | ※<br>申出の期間     | ※<br>申出日 | ※<br>本人印 | 決裁 | 期間  |
| 年月日から<br>年月日まで      |          |          |    | 月 日 | 年月日から<br>年月日まで |          |          |    | 月 日 | 年月日から<br>年月日まで |          |          |    | 月 日 |
| 備考                  |          |          |    |     | 備考             |          |          |    |     | 備考             |          |          |    |     |

| 指 定 期 間 の 延 長 ・ 短 縮 |          |          |    |               |                  |          |          |    |               |                  |          |          |    |               |
|---------------------|----------|----------|----|---------------|------------------|----------|----------|----|---------------|------------------|----------|----------|----|---------------|
| 第1回                 |          |          |    |               | 第2回              |          |          |    |               | 第3回              |          |          |    |               |
| ※延長・短縮<br>後の末日      | ※<br>申出日 | ※<br>本人印 | 決裁 | 延長・短縮<br>後の期間 | ※延長・短縮<br>後の末日   | ※<br>申出日 | ※<br>本人印 | 決裁 | 延長・短縮<br>後の期間 | ※延長・短縮<br>後の末日   | ※<br>申出日 | ※<br>本人印 | 決裁 | 延長・短縮<br>後の期間 |
| (年月日から)<br>年月日まで    |          |          |    | 月 日           | (年月日から)<br>年月日まで |          |          |    | 月 日           | (年月日から)<br>年月日まで |          |          |    | 月 日           |
| (年月日から)<br>年月日まで    |          |          |    | 月 日           | (年月日から)<br>年月日まで |          |          |    | 月 日           | (年月日から)<br>年月日まで |          |          |    | 月 日           |
| 備考                  |          |          |    |               | 備考               |          |          |    |               | 備考               |          |          |    |               |

(※印の欄は職員が記入又は押印する。)

| 介 護 休 暇 の 申 請 ・ 承 認 |                                                                 |                    |        |               |          |                                                              |     |     |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------|--------------------|--------|---------------|----------|--------------------------------------------------------------|-----|-----|
| ※申請の期間              |                                                                 |                    |        | ※申 請<br>年 月 日 | ※<br>本人印 | 承 認 の<br>可 否                                                 | 決 裁 | 備 考 |
| 年 月 日               | 時 間                                                             | 日・<br>時間数          | 年 月 日  |               |          |                                                              |     |     |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで  | <input type="checkbox"/> 毎 日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 時 分～時 分<br>時 分～時 分 | 日<br>時 | 年 月 日         |          | <input type="checkbox"/> 承 認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |     |     |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで  | <input type="checkbox"/> 毎 日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 時 分～時 分<br>時 分～時 分 | 日<br>時 | 年 月 日         |          | <input type="checkbox"/> 承 認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |     |     |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで  | <input type="checkbox"/> 毎 日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 時 分～時 分<br>時 分～時 分 | 日<br>時 | 年 月 日         |          | <input type="checkbox"/> 承 認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |     |     |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで  | <input type="checkbox"/> 毎 日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 時 分～時 分<br>時 分～時 分 | 日<br>時 | 年 月 日         |          | <input type="checkbox"/> 承 認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |     |     |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで  | <input type="checkbox"/> 毎 日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 時 分～時 分<br>時 分～時 分 | 日<br>時 | 年 月 日         |          | <input type="checkbox"/> 承 認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |     |     |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで  | <input type="checkbox"/> 毎 日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 時 分～時 分<br>時 分～時 分 | 日<br>時 | 年 月 日         |          | <input type="checkbox"/> 承 認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |     |     |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで  | <input type="checkbox"/> 毎 日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 時 分～時 分<br>時 分～時 分 | 日<br>時 | 年 月 日         |          | <input type="checkbox"/> 承 認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |     |     |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで  | <input type="checkbox"/> 毎 日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 時 分～時 分<br>時 分～時 分 | 日<br>時 | 年 月 日         |          | <input type="checkbox"/> 承 認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |     |     |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで  | <input type="checkbox"/> 毎 日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 時 分～時 分<br>時 分～時 分 | 日<br>時 | 年 月 日         |          | <input type="checkbox"/> 承 認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |     |     |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで  | <input type="checkbox"/> 毎 日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 時 分～時 分<br>時 分～時 分 | 日<br>時 | 年 月 日         |          | <input type="checkbox"/> 承 認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |     |     |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで  | <input type="checkbox"/> 毎 日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 時 分～時 分<br>時 分～時 分 | 日<br>時 | 年 月 日         |          | <input type="checkbox"/> 承 認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |     |     |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで  | <input type="checkbox"/> 毎 日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 時 分～時 分<br>時 分～時 分 | 日<br>時 | 年 月 日         |          | <input type="checkbox"/> 承 認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |     |     |

(※印の欄は職員が記入又は押印する。)

(第3面)

介護休暇の取消し等

| ※休暇の取消し等の期間        |             |     |     |       |   |  | ※<br>本人印 | 決<br>裁 | 備<br>考 |
|--------------------|-------------|-----|-----|-------|---|--|----------|--------|--------|
| 年 月 日              | 時 間         |     |     | 日・時間数 |   |  |          |        |        |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | 時 分～<br>時 分 | 時 分 | 時 分 | 日     | 時 |  |          |        |        |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | 時 分～<br>時 分 | 時 分 | 時 分 | 日     | 時 |  |          |        |        |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | 時 分～<br>時 分 | 時 分 | 時 分 | 日     | 時 |  |          |        |        |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | 時 分～<br>時 分 | 時 分 | 時 分 | 日     | 時 |  |          |        |        |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | 時 分～<br>時 分 | 時 分 | 時 分 | 日     | 時 |  |          |        |        |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | 時 分～<br>時 分 | 時 分 | 時 分 | 日     | 時 |  |          |        |        |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | 時 分～<br>時 分 | 時 分 | 時 分 | 日     | 時 |  |          |        |        |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | 時 分～<br>時 分 | 時 分 | 時 分 | 日     | 時 |  |          |        |        |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | 時 分～<br>時 分 | 時 分 | 時 分 | 日     | 時 |  |          |        |        |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | 時 分～<br>時 分 | 時 分 | 時 分 | 日     | 時 |  |          |        |        |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | 時 分～<br>時 分 | 時 分 | 時 分 | 日     | 時 |  |          |        |        |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | 時 分～<br>時 分 | 時 分 | 時 分 | 日     | 時 |  |          |        |        |

(※印の欄は職員が記入又は押印する。)

別記様式第25号の次に次の1様式を加える。  
様式第25号の2

(第1面)

年 月 日

山形県病院事業管理者 殿

所属 職 氏 名<sup>㊟</sup>

介 護 時 間 承 認 申 請 書

下記により介護時間をいただきたいので御承認くださるよう申請します。

記

| ※要介護者に関する事項        |                                                                | ※要介護者の状態及び具体的な介護の内容        |       |      |                                                             |     |     |
|--------------------|----------------------------------------------------------------|----------------------------|-------|------|-------------------------------------------------------------|-----|-----|
| 氏 名                |                                                                |                            |       |      |                                                             |     |     |
| 続 柄                |                                                                |                            |       |      |                                                             |     |     |
| 同 ・ 別 居            | <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居        |                            |       |      |                                                             |     |     |
| 介護が必要となった時期        | 年 月 日                                                          |                            |       |      |                                                             |     |     |
| 連続する3年の期間          | 年 月 日から 年 月 日まで                                                |                            |       |      |                                                             |     |     |
| ※申請の期間             |                                                                |                            | ※申 請  | ※本人印 | 承 認 の 可 否                                                   | 決 裁 | 備 考 |
| 年 月 日              | 時 間                                                            | 年 月 日                      | 年 月 日 |      | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |     |     |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | <input type="checkbox"/> 毎日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 午前 時 分～ 時 分<br>午後 時 分～ 時 分 | 年 月 日 |      | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |     |     |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | <input type="checkbox"/> 毎日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 午前 時 分～ 時 分<br>午後 時 分～ 時 分 | 年 月 日 |      | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |     |     |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | <input type="checkbox"/> 毎日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 午前 時 分～ 時 分<br>午後 時 分～ 時 分 | 年 月 日 |      | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |     |     |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | <input type="checkbox"/> 毎日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 午前 時 分～ 時 分<br>午後 時 分～ 時 分 | 年 月 日 |      | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |     |     |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | <input type="checkbox"/> 毎日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 午前 時 分～ 時 分<br>午後 時 分～ 時 分 | 年 月 日 |      | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |     |     |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | <input type="checkbox"/> 毎日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 午前 時 分～ 時 分<br>午後 時 分～ 時 分 | 年 月 日 |      | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |     |     |

(※印の欄は職員が記入又は押印する。)

(第2面)

| ※申請の期間             |                                                                 |                            | ※申請年月日 | ※本人印 | 承認可否                                                        | 決裁 | 備考 |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------|----------------------------|--------|------|-------------------------------------------------------------|----|----|
| 年 月 日              | 時 間                                                             | 年 月 日                      |        |      |                                                             |    |    |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | <input type="checkbox"/> 毎 日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 午前 時 分～ 時 分<br>午後 時 分～ 時 分 | 年 月 日  |      | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |    |    |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | <input type="checkbox"/> 毎 日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 午前 時 分～ 時 分<br>午後 時 分～ 時 分 | 年 月 日  |      | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |    |    |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | <input type="checkbox"/> 毎 日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 午前 時 分～ 時 分<br>午後 時 分～ 時 分 | 年 月 日  |      | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |    |    |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | <input type="checkbox"/> 毎 日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 午前 時 分～ 時 分<br>午後 時 分～ 時 分 | 年 月 日  |      | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |    |    |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | <input type="checkbox"/> 毎 日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 午前 時 分～ 時 分<br>午後 時 分～ 時 分 | 年 月 日  |      | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |    |    |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | <input type="checkbox"/> 毎 日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 午前 時 分～ 時 分<br>午後 時 分～ 時 分 | 年 月 日  |      | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |    |    |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | <input type="checkbox"/> 毎 日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 午前 時 分～ 時 分<br>午後 時 分～ 時 分 | 年 月 日  |      | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |    |    |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | <input type="checkbox"/> 毎 日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 午前 時 分～ 時 分<br>午後 時 分～ 時 分 | 年 月 日  |      | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |    |    |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | <input type="checkbox"/> 毎 日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 午前 時 分～ 時 分<br>午後 時 分～ 時 分 | 年 月 日  |      | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |    |    |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | <input type="checkbox"/> 毎 日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 午前 時 分～ 時 分<br>午後 時 分～ 時 分 | 年 月 日  |      | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |    |    |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | <input type="checkbox"/> 毎 日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 午前 時 分～ 時 分<br>午後 時 分～ 時 分 | 年 月 日  |      | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |    |    |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | <input type="checkbox"/> 毎 日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 午前 時 分～ 時 分<br>午後 時 分～ 時 分 | 年 月 日  |      | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |    |    |
| 年 月 日から<br>年 月 日まで | <input type="checkbox"/> 毎 日<br><input type="checkbox"/> その他( ) | 午前 時 分～ 時 分<br>午後 時 分～ 時 分 | 年 月 日  |      | <input type="checkbox"/> 承認<br><input type="checkbox"/> 不承認 |    |    |

(※印の欄は職員が記入又は押印する。)

(第3面)

| ※休暇の取消し等の期間 |   |     |             | ※<br>本人印 | 決<br>裁 | 備<br>考 |
|-------------|---|-----|-------------|----------|--------|--------|
| 年           | 月 | 日   | 時 間         |          |        |        |
| 年           | 月 | 日から | 午前 時 分～ 時 分 |          |        |        |
| 年           | 月 | 日まで | 午後 時 分～ 時 分 |          |        |        |
| 年           | 月 | 日から | 午前 時 分～ 時 分 |          |        |        |
| 年           | 月 | 日まで | 午後 時 分～ 時 分 |          |        |        |
| 年           | 月 | 日から | 午前 時 分～ 時 分 |          |        |        |
| 年           | 月 | 日まで | 午後 時 分～ 時 分 |          |        |        |
| 年           | 月 | 日から | 午前 時 分～ 時 分 |          |        |        |
| 年           | 月 | 日まで | 午後 時 分～ 時 分 |          |        |        |
| 年           | 月 | 日から | 午前 時 分～ 時 分 |          |        |        |
| 年           | 月 | 日まで | 午後 時 分～ 時 分 |          |        |        |
| 年           | 月 | 日から | 午前 時 分～ 時 分 |          |        |        |
| 年           | 月 | 日まで | 午後 時 分～ 時 分 |          |        |        |
| 年           | 月 | 日から | 午前 時 分～ 時 分 |          |        |        |
| 年           | 月 | 日まで | 午後 時 分～ 時 分 |          |        |        |
| 年           | 月 | 日から | 午前 時 分～ 時 分 |          |        |        |
| 年           | 月 | 日まで | 午後 時 分～ 時 分 |          |        |        |

(※印の欄は職員が記入又は押印する。)

**附 則**

(施行期日)

- この規程は、平成29年1月1日から施行する。ただし、別記様式第25号の改正規定及び附則第9項の規定は、

公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の第49条第1項の規定により介護休暇を与えられていた職員（以下「職員」という。）であって、この規程の施行の日において当該介護休暇の初日（以下単に「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る改正後の第49条第1項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）については、管理者は、次項から附則第7項までに定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づくこの規程の施行の日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。
  - 3 前項に規定する職員の申出は、指定期間の末日とすることを希望する日を改正後の別記様式第25号に記入して、管理者に対し行わなければならない。
  - 4 管理者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、初日から当該申出による期間の末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
  - 5 職員は、附則第3項の申出に基づき前項若しくは附則第7項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは附則第7項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を改正後の別記様式第25号に記入して、管理者に対し申し出なければならない。
  - 6 管理者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
  - 7 附則第4項又は前項の規定にかかわらず、管理者は、それぞれ、平成29年1月1日から附則第3項の規定により申し出た指定期間の末日とすることを希望する日までの期間（以下「施行日以後の申出の期間」という。）又は附則第3項の申出に基づき附則第4項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から附則第5項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり改正後の第49条第1項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、施行日以後の申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。
  - 8 改正前の別記様式第11号の規定による用紙でこの規程の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。
- （準備行為）
- 9 附則第3項の規定による指定期間の指定の申出は、この規程の施行の前日においても行うことができる。

#### 山形県病院事業管理規程第19号

山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年12月27日

山形県病院事業管理者 新 澤 陽 英

#### 山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局職員の人事に関する手続規程（平成15年3月県病院事業管理規程第18号）の一部を次のように改正する。

第38条第1項中第21号を第22号とし、第20号を第21号とし、第19号の次に次の1号を加える。

(20) 介護時間承認申請書（就業規程別記様式第25号の2による。）

第38条第2項に次の1号を加える。

(4) 介護時間の承認 当該介護時間の承認の可否を記載した介護時間承認申請書の写し

第38条第4項中「により、」を「により、介護休暇の指定期間を指定し、若しくはその期間を延長し、若しくは短縮して指定した場合又は」に、「又は」を「、若しくは」に改め、「介護休暇承認等報告書（別記様式第41号）に」を削り、「添えて、」を「添えた介護休暇承認等報告書（別記様式第41号）により、介護時間若しくはその期間の延長を承認し、又は取り消した場合は別に定めるところにより」に改める。

別記様式第41号を次のように改める。

様式第41号

第 号  
年 月 日

山形県病院事業管理者 殿

所属長 職 氏 名 印

介 護 休 暇 承 認 等 報 告 書

| 区 分 | 職 名 | 氏 名 | 指 定 期 間                               | 備 考 |
|-----|-----|-----|---------------------------------------|-----|
|     |     |     | 年 月 日から 年 月 日まで<br>( 年 月 日から 年 月 日まで) |     |

- (注) 1 「区分」の欄には、介護休暇の指定期間の指定、延長の指定又は短縮の指定の区分を記載すること。  
 2 「指定期間」の欄には、介護休暇の指定期間を次のとおり記載すること。  
 (1) 指定期間を指定した場合は、「指定期間」の欄に当該指定に係る期間を記載すること。  
 (2) 指定期間を延長した場合は、「指定期間」の欄に延長後の当該期間を記載し、当初の指定期間を括弧書きで併記すること。  
 (3) 指定期間を短縮した場合は、「指定期間」の欄に短縮後の当該期間を記載し、当初の指定期間を括弧書きで併記すること。  
 3 介護休暇の指定期間に変更がなく、介護休暇の承認、期間の延長の承認又は取消しのみを行った場合は、その旨を「備考」の欄に記載すること。この場合において、「区分」及び「指定期間」の欄の記載は不要とする。  
 4 介護休暇承認申請書の写しを添付すること。

附 則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

山形県病院事業管理規程第20号

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年12月27日

山形県病院事業管理者 新 澤 陽 英

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程（平成15年3月県病院事業管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1

医 療 職 給 料 表

医療職給料表(3)

| 職員<br>の区<br>分 | 職務<br>の級<br>号 給 | 1 級     | 2 級     | 3 級     | 4 級     | 5 級     | 6 級     | 7 級     |
|---------------|-----------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|               |                 | 給料月額    |
|               |                 | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       | 円       |
|               | 1               | 163,800 | 191,700 | 241,300 | 264,600 | 290,300 | 336,100 | 381,700 |
|               | 2               | 165,200 | 193,900 | 243,200 | 265,600 | 292,300 | 338,300 | 384,300 |
|               | 3               | 166,700 | 196,000 | 245,000 | 266,600 | 294,100 | 340,500 | 387,100 |
|               | 4               | 168,100 | 198,100 | 246,800 | 267,700 | 296,100 | 342,700 | 389,800 |

|    |         |         |         |         |         |         |         |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 5  | 169,500 | 200,200 | 248,200 | 268,500 | 297,900 | 344,900 | 392,000 |
| 6  | 171,000 | 202,600 | 249,600 | 269,500 | 299,800 | 347,000 | 394,500 |
| 7  | 172,600 | 204,900 | 250,700 | 270,300 | 301,700 | 349,300 | 396,800 |
| 8  | 174,100 | 207,300 | 252,000 | 271,400 | 303,600 | 351,400 | 399,200 |
| 9  | 175,400 | 209,800 | 253,200 | 272,500 | 305,400 | 353,100 | 401,200 |
| 10 | 177,200 | 211,200 | 254,300 | 273,300 | 307,400 | 355,100 | 403,400 |
| 11 | 178,800 | 212,600 | 255,200 | 274,400 | 309,200 | 357,100 | 405,600 |
| 12 | 180,500 | 214,100 | 256,200 | 275,700 | 311,200 | 359,100 | 408,000 |
| 13 | 182,000 | 215,400 | 257,400 | 277,000 | 312,800 | 361,200 | 409,900 |
| 14 | 184,000 | 216,900 | 258,500 | 278,400 | 314,500 | 363,300 | 412,000 |
| 15 | 186,100 | 218,500 | 259,400 | 279,700 | 316,400 | 365,500 | 414,200 |
| 16 | 188,100 | 219,800 | 260,400 | 281,100 | 318,200 | 367,500 | 416,500 |
| 17 | 190,400 | 221,200 | 261,300 | 282,400 | 320,100 | 369,600 | 418,500 |
| 18 | 192,600 | 222,800 | 262,200 | 283,900 | 321,700 | 371,600 | 420,800 |
| 19 | 194,700 | 224,300 | 263,200 | 285,000 | 323,500 | 373,800 | 423,000 |
| 20 | 196,900 | 225,900 | 264,100 | 286,600 | 325,200 | 375,900 | 425,200 |
| 21 | 199,000 | 227,300 | 265,000 | 288,200 | 326,700 | 377,600 | 427,000 |
| 22 | 201,300 | 229,000 | 266,000 | 289,800 | 328,300 | 379,700 | 429,000 |
| 23 | 203,500 | 230,800 | 267,000 | 291,300 | 329,900 | 381,900 | 430,800 |
| 24 | 205,800 | 232,500 | 268,000 | 292,800 | 331,400 | 383,900 | 432,800 |
| 25 | 207,800 | 233,900 | 269,200 | 294,000 | 333,100 | 386,000 | 434,500 |
| 26 | 209,200 | 235,600 | 270,700 | 295,900 | 334,500 | 387,600 | 436,200 |
| 27 | 210,500 | 237,300 | 271,900 | 297,700 | 336,100 | 389,500 | 437,900 |
| 28 | 211,800 | 239,100 | 273,200 | 299,500 | 337,700 | 391,500 | 439,500 |
| 29 | 213,000 | 240,700 | 274,400 | 301,100 | 339,000 | 393,300 | 440,900 |
| 30 | 214,300 | 242,100 | 276,000 | 302,800 | 340,600 | 395,100 | 442,200 |
| 31 | 215,600 | 243,400 | 277,500 | 304,400 | 342,000 | 397,000 | 443,800 |
| 32 | 216,800 | 244,600 | 279,000 | 306,100 | 343,500 | 398,900 | 445,400 |
| 33 | 218,200 | 246,000 | 280,600 | 307,700 | 345,200 | 400,600 | 447,100 |
| 34 | 219,500 | 247,100 | 282,200 | 309,200 | 346,700 | 402,400 | 448,700 |
| 35 | 220,800 | 248,000 | 283,500 | 310,900 | 348,400 | 404,200 | 450,100 |
| 36 | 222,200 | 249,200 | 284,900 | 312,500 | 349,900 | 405,900 | 451,500 |
| 37 | 223,600 | 250,200 | 286,500 | 314,000 | 351,600 | 407,600 | 452,700 |
| 38 | 225,000 | 251,400 | 287,900 | 315,400 | 353,300 | 409,300 | 454,000 |
| 39 | 226,400 | 252,200 | 289,400 | 317,000 | 354,800 | 411,200 | 455,300 |
| 40 | 227,800 | 253,300 | 290,900 | 318,600 | 356,500 | 413,000 | 456,800 |
| 41 | 228,800 | 254,200 | 292,500 | 320,200 | 357,700 | 414,500 | 457,800 |
| 42 | 230,300 | 255,000 | 293,900 | 321,600 | 359,200 | 416,100 | 458,500 |
| 43 | 231,700 | 255,900 | 295,500 | 323,100 | 360,800 | 417,600 | 459,300 |
| 44 | 233,100 | 256,800 | 297,100 | 324,600 | 362,200 | 419,000 | 459,900 |

|                                                |         |         |         |         |         |         |         |         |
|------------------------------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|                                                | 45      | 234,400 | 257,700 | 298,600 | 325,600 | 363,800 | 420,100 | 460,900 |
|                                                | 46      | 235,800 | 258,800 | 300,000 | 327,000 | 364,900 | 421,200 | 461,600 |
|                                                | 47      | 237,100 | 259,700 | 301,500 | 328,500 | 366,400 | 422,300 | 462,400 |
|                                                | 48      | 238,400 | 260,700 | 303,100 | 330,000 | 367,700 | 423,600 | 463,200 |
|                                                | 49      | 239,500 | 261,700 | 304,400 | 331,100 | 369,200 | 424,900 | 463,900 |
|                                                | 50      | 240,600 | 263,000 | 305,700 | 332,600 | 370,600 | 426,000 | 464,600 |
|                                                | 51      | 241,700 | 264,100 | 307,100 | 333,900 | 371,900 | 427,200 | 465,400 |
|                                                | 52      | 242,800 | 265,300 | 308,500 | 335,200 | 373,300 | 428,300 | 466,200 |
|                                                | 53      | 243,900 | 266,600 | 310,000 | 336,700 | 374,800 | 429,500 | 467,000 |
|                                                | 54      | 245,000 | 268,100 | 311,400 | 338,100 | 376,000 | 430,500 | 467,800 |
|                                                | 55      | 246,000 | 269,500 | 312,800 | 339,500 | 377,200 | 431,600 | 468,500 |
|                                                | 56      | 247,000 | 271,000 | 314,200 | 340,900 | 378,400 | 432,700 | 469,300 |
|                                                | 57      | 248,000 | 272,600 | 315,300 | 341,800 | 379,500 | 433,800 | 470,100 |
|                                                | 58      | 249,000 | 274,300 | 316,500 | 343,100 | 380,400 | 434,300 |         |
|                                                | 59      | 249,800 | 275,700 | 317,700 | 344,400 | 381,500 | 434,900 |         |
|                                                | 60      | 250,700 | 277,300 | 319,200 | 345,700 | 382,500 | 435,300 |         |
| 再<br>任<br>用<br>職<br>員<br>以<br>外<br>の<br>職<br>員 | 61      | 251,700 | 278,700 | 320,300 | 346,800 | 383,100 | 436,000 |         |
|                                                | 62      | 252,700 | 280,200 | 321,500 | 347,700 | 383,900 | 436,500 |         |
|                                                | 63      | 253,600 | 281,800 | 322,900 | 349,000 | 384,700 | 436,900 |         |
|                                                | 64      | 254,600 | 283,200 | 324,100 | 350,300 | 385,600 | 437,400 |         |
|                                                | 65      | 255,500 | 284,800 | 325,400 | 351,400 | 386,300 | 438,000 |         |
|                                                | 66      | 256,500 | 286,200 | 326,700 | 352,700 | 387,000 | 438,400 |         |
|                                                | 67      | 257,700 | 287,700 | 328,100 | 353,900 | 387,800 | 438,700 |         |
|                                                | 68      | 258,600 | 289,200 | 329,400 | 355,000 | 388,500 | 439,000 |         |
|                                                | 69      | 259,400 | 290,500 | 330,100 | 356,000 | 389,100 | 439,400 |         |
|                                                | 70      | 260,500 | 292,000 | 331,300 | 357,100 | 389,800 |         |         |
|                                                | 71      | 261,700 | 293,500 | 332,400 | 358,200 | 390,500 |         |         |
|                                                | 72      | 262,900 | 295,000 | 333,300 | 359,300 | 391,100 |         |         |
|                                                | 73      | 264,300 | 296,200 | 334,600 | 360,100 | 391,800 |         |         |
|                                                | 74      | 265,700 | 297,600 | 335,300 | 361,300 | 392,300 |         |         |
| 75                                             | 266,900 | 299,000 | 336,500 | 362,400 | 392,900 |         |         |         |
| 76                                             | 268,200 | 300,300 | 337,700 | 363,500 | 393,400 |         |         |         |
| 77                                             | 269,200 | 301,800 | 338,800 | 364,200 | 393,800 |         |         |         |
| 78                                             | 270,300 | 303,200 | 340,100 | 365,000 | 394,400 |         |         |         |
| 79                                             | 271,600 | 304,400 | 341,200 | 365,800 | 394,900 |         |         |         |
| 80                                             | 272,900 | 305,700 | 342,400 | 366,500 | 395,200 |         |         |         |
| 81                                             | 274,100 | 306,500 | 343,500 | 367,100 | 395,500 |         |         |         |
| 82                                             | 275,000 | 307,700 | 344,700 | 367,600 | 396,000 |         |         |         |
| 83                                             | 276,100 | 308,800 | 345,700 | 368,200 | 396,400 |         |         |         |
| 84                                             | 277,200 | 310,000 | 346,800 | 368,800 | 396,700 |         |         |         |

|     |         |         |         |         |         |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 85  | 278,200 | 311,200 | 347,700 | 369,400 | 397,000 |
| 86  | 279,100 | 312,300 | 348,800 | 369,900 | 397,500 |
| 87  | 280,200 | 313,500 | 349,700 | 370,500 | 398,100 |
| 88  | 281,300 | 314,700 | 350,700 | 371,000 | 398,500 |
| 89  | 282,300 | 316,000 | 351,700 | 371,400 | 398,800 |
| 90  | 283,200 | 317,200 | 352,500 | 371,800 | 399,200 |
| 91  | 284,100 | 318,400 | 353,300 | 372,400 | 399,700 |
| 92  | 285,100 | 319,700 | 354,100 | 373,000 | 400,100 |
| 93  | 286,200 | 320,500 | 354,700 | 373,300 | 400,500 |
| 94  | 287,200 | 321,200 | 355,300 | 373,800 |         |
| 95  | 288,100 | 321,900 | 356,000 | 374,200 |         |
| 96  | 289,100 | 322,500 | 356,700 | 374,600 |         |
| 97  | 290,000 | 323,300 | 357,100 | 375,200 |         |
| 98  | 290,800 | 323,600 | 357,500 | 375,700 |         |
| 99  | 291,500 | 324,200 | 358,000 | 376,200 |         |
| 100 | 292,400 | 324,900 | 358,400 | 376,700 |         |
| 101 | 293,200 | 325,300 | 358,900 | 377,300 |         |
| 102 | 294,000 | 325,900 | 359,300 | 377,800 |         |
| 103 | 294,800 | 326,500 | 359,800 | 378,300 |         |
| 104 | 295,600 | 327,200 | 360,200 | 378,700 |         |
| 105 | 296,300 | 327,600 | 360,600 | 379,300 |         |
| 106 | 296,800 | 328,100 | 361,100 | 379,800 |         |
| 107 | 297,300 | 328,600 | 361,500 | 380,300 |         |
| 108 | 297,900 | 329,100 | 361,900 | 380,800 |         |
| 109 | 298,100 | 329,500 | 362,400 | 381,400 |         |
| 110 | 298,400 | 329,900 | 362,900 | 381,900 |         |
| 111 | 298,600 | 330,200 | 363,400 | 382,400 |         |
| 112 | 299,000 | 330,500 | 363,900 | 382,900 |         |
| 113 | 299,300 | 330,900 | 364,400 | 383,500 |         |
| 114 | 299,500 | 331,400 | 364,900 |         |         |
| 115 | 299,900 | 331,800 | 365,400 |         |         |
| 116 | 300,200 | 332,100 | 365,800 |         |         |
| 117 | 300,500 | 332,300 | 366,200 |         |         |
| 118 | 300,800 | 332,600 | 366,600 |         |         |
| 119 | 301,100 | 333,000 | 367,100 |         |         |
| 120 | 301,500 | 333,200 | 367,600 |         |         |
| 121 | 301,800 | 333,400 | 368,000 |         |         |
| 122 | 302,200 | 333,700 | 368,500 |         |         |
| 123 | 302,500 | 334,000 | 369,000 |         |         |
| 124 | 302,900 | 334,300 | 369,500 |         |         |

|     |          |          |          |  |  |  |
|-----|----------|----------|----------|--|--|--|
| 125 | 303, 100 | 334, 500 | 369, 900 |  |  |  |
| 126 | 303, 300 | 334, 800 |          |  |  |  |
| 127 | 303, 600 | 335, 200 |          |  |  |  |
| 128 | 304, 000 | 335, 400 |          |  |  |  |
| 129 | 304, 200 | 335, 500 |          |  |  |  |
| 130 | 304, 500 | 335, 800 |          |  |  |  |
| 131 | 304, 900 | 336, 200 |          |  |  |  |
| 132 | 305, 300 | 336, 500 |          |  |  |  |
| 133 | 305, 500 | 336, 800 |          |  |  |  |
| 134 | 305, 800 | 337, 200 |          |  |  |  |
| 135 | 306, 300 | 337, 600 |          |  |  |  |
| 136 | 306, 600 | 338, 000 |          |  |  |  |
| 137 | 306, 800 | 338, 300 |          |  |  |  |
| 138 | 307, 100 | 338, 700 |          |  |  |  |
| 139 | 307, 500 | 339, 100 |          |  |  |  |
| 140 | 307, 800 | 339, 500 |          |  |  |  |
| 141 | 308, 000 | 339, 800 |          |  |  |  |
| 142 | 308, 400 | 340, 200 |          |  |  |  |
| 143 | 308, 800 | 340, 500 |          |  |  |  |
| 144 | 309, 100 | 340, 900 |          |  |  |  |
| 145 | 309, 200 | 341, 200 |          |  |  |  |
| 146 | 309, 500 | 341, 600 |          |  |  |  |
| 147 | 309, 800 | 342, 000 |          |  |  |  |
| 148 | 310, 200 | 342, 400 |          |  |  |  |
| 149 | 310, 500 | 342, 700 |          |  |  |  |
| 150 | 310, 700 | 343, 100 |          |  |  |  |
| 151 | 311, 000 | 343, 500 |          |  |  |  |
| 152 | 311, 300 | 343, 900 |          |  |  |  |
| 153 | 311, 700 | 344, 200 |          |  |  |  |
| 154 | 311, 900 |          |          |  |  |  |
| 155 | 312, 100 |          |          |  |  |  |
| 156 | 312, 400 |          |          |  |  |  |
| 157 | 312, 700 |          |          |  |  |  |
| 158 | 313, 000 |          |          |  |  |  |
| 159 | 313, 300 |          |          |  |  |  |
| 160 | 313, 600 |          |          |  |  |  |
| 161 | 314, 000 |          |          |  |  |  |
| 162 | 314, 300 |          |          |  |  |  |
| 163 | 314, 600 |          |          |  |  |  |
| 164 | 314, 900 |          |          |  |  |  |

|       |     |         |         |         |         |         |         |         |
|-------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|       | 165 | 315,300 |         |         |         |         |         |         |
|       | 166 | 315,600 |         |         |         |         |         |         |
|       | 167 | 315,900 |         |         |         |         |         |         |
|       | 168 | 316,200 |         |         |         |         |         |         |
|       | 169 | 316,600 |         |         |         |         |         |         |
| 再任用職員 |     | 239,500 | 260,300 | 267,600 | 278,100 | 294,700 | 332,700 | 378,100 |

備考 この表は、病院に勤務する助産師、看護師及び准看護師に適用する。

#### 附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。
- 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、平成28年度山形駅西口拠点施設（仮称）新築（建築）工事の調達について、一般競争入札（標準型総合評価落札方式）を次のとおり行う。この入札は、山形県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により執行する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成28年12月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 入札書の受付期間、開札の日時及び開札の場所等

- 入札書の受付期間 平成29年2月21日（火）から同月23日（木）まで
- 入札書の受付時間 午前8時30分から午後8時（入札書の受付期間の最終日にあつては、午後4時）まで
- 書面による入札
  - 入札への参加を希望する者で電子入札システムによる入札により難しいものは、持参又は郵送により、書面による入札を行うことができる。この場合の入札手続は入札説明書による。
  - 書面による入札を行う者は、入札書を平成29年2月23日（木）午後4時まで（郵送の場合はこの時間まで必着すること。）に山形市松波二丁目8番1号 山形県県土整備部建築住宅課営繕室建築技術担当に提出すること。
- 開札の場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- 開札の日時 平成29年2月24日（金） 午前10時

#### 2 入札に付する事項

- 調達をする特定役務の名称 平成28年度山形駅西口拠点施設（仮称）新築（建築）工事（以下「対象工事」という。）
- 工事の場所 山形市双葉町地内
- 工事の概要 建築一式工事
  - 鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄筋コンクリート造、鉄骨造
  - 地上5階地下1階建て、延べ床面積15,796.28平方メートル
  - 昇降機設備工事
  - エレベーター5基、エスカレーター1基
- 工 期 平成31年9月15日（日）まで
- 予 定 価 格 7,029,324,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

- (6) その 他 この入札は、入札時に価格（入札書に記載された金額をいう。以下同じ。）と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する標準型総合評価落札方式により行う。詳細は、この公告及び入札説明書のほか、山形県県土整備部建設工事一般競争入札における総合評価落札方式実施要綱による。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 平成28年度山形県の特定制務（建設工事）の調達契約に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成28年5月27日付け県公報第2749号）により公示された資格を有する者3者又は4者で自主構成する特定建設工事共同企業体（以下「特定共同企業体」という。）であること。
- (2) 特定共同企業体の構成員は、共同連帯して共同施工方式により対象工事を完成させるものであること。
- (3) 特定共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件を満たしていること。
- イ 経常建設共同企業体又は事業協同組合でないこと。
- ロ 出資比率は、3者の場合にあっては20パーセント以上、4者の場合にあっては15パーセント以上であること。
- ハ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過していないものでないこと又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- ニ 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に建築一式工事の資格者として掲載されていること。
- ホ 対象工事の入札において、他の特定共同企業体の構成員になっていないこと。
- ヘ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していること。ただし、個人事業所で、かつ、従業員が4人以下である等の事由により適用事業所に該当しない場合を除く。
- ト 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けている者でないこと。
- チ 規則第132条の規定に基づく建設工事請負契約約款（昭和39年8月県告示第707号。以下「建設工事請負契約約款」という。）第49条第1項第6号のイからトまでのいずれにも該当しないこと。
- リ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者にあっては、当該更生手続開始又は当該再生手続開始の決定の日を審査基準日とする経営事項審査の結果をもとに、建設工事の入札参加資格の審査を受けた者であること。
- (4) 特定共同企業体の代表者が、次に掲げる要件を全て満たしていること。
- イ 構成員の中で出資比率が最大の者であること。
- ロ 平成13年4月以降において、国、地方公共団体、公社又は公団等（以下「国等」という。）が発注した鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の建築物で、一棟の延べ床面積が7,500平方メートル以上の建築工事（改修工事を除く。）を元請（共同企業体（経常建設共同企業体を含む。以下同じ。）の構成員であった場合は、その出資比率が20パーセント以上であった者に限る。）として完成した実績を有すること。なお、当該建築工事が工事成績評定を通知されている工事である場合にあっては、評定点が65点以上のものに限る。
- ハ 次に掲げる要件を全て満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できるとともに、現場代理人を常駐で配置できること。なお、現場代理人と主任技術者又は監理技術者とは、兼務できる（10の(5)に該当する場合を除く。）。
- (イ) 1級建築施工管理技士又は1級建築士若しくはこれと同等以上の資格を有する者であること。
- (ロ) 監理技術者にあっては、建築工事業に係る監理技術者資格者証を有し、かつ、監理技術者講習を受講していること。
- (ハ) 平成13年4月以降において、国等が発注した鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の建築物で、一棟の延べ床面積が7,500平方メートル以上の建築工事（改修工事を除く。）を元請（共同企業体の構成員であった場合は、その出資比率が20パーセント以上であった者に限る。）として完成したものの現場代理人、主任技術者又は監理技術者であった実績を有する者であること。なお、当該建築工事は、ロの建築工事とは異なるものでもよく、当該建築工事が工事成績評定を通知されている工事である場合にあっては、評定点が70点以上のものに限る。
- ニ 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項に規定する総合評定値（当該総合評定値の算出に係

る経営規模等審査の基準日が一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限前1年7月以内のものであり、かつ、直近のものに限る。以下「総合評定値」という。）が、建築一式工事について、1,020点以上であること。

(5) 特定共同企業体の代表者以外の構成員が、次に掲げる要件を全て満たしていること。

イ 平成13年4月以降において、国等が発注した鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の建築物で、一棟の延べ床面積が5,000平方メートル以上の建築工事（改修工事を除く。）を元請（共同企業体の構成員であった場合は、その出資比率が15パーセント以上であった者に限る。）として完成した実績を有すること。なお、当該建築工事が工事成績評定を通知されている工事である場合にあっては、評定点が65点以上のものに限る。

ロ 次に掲げる要件を全て満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できること。

(イ) 1級建築施工管理技士又は1級建築士若しくはこれと同等以上の資格を有する者であること。

(ロ) 監理技術者にあっては、建築工事業に係る監理技術者資格者証を有し、かつ、監理技術者講習を受講していること。

(ハ) 平成13年4月以降において、国等が発注した鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の建築物で、一棟の延べ床面積が5,000平方メートル以上の建築工事（改修工事を除く。）を元請（共同企業体の構成員であった場合は、その出資比率が15パーセント以上であった者に限る。）として完成したものの現場代理人、主任技術者又は監理技術者であった実績を有する者であること。なお、当該建築工事は、イの建築工事とは異なるものでもよく、当該建築工事が工事成績評定を通知されている工事である場合にあっては、評定点が70点以上のものに限る。

ハ 総合評定値が、建築一式工事について、850点以上であること。

#### 4 総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価を行う事由

対象工事は、山形駅西口に本県の優れた文化と産業を総合的に発信・体感できる機能を有するやまがた創生地域活性化拠点施設を新築する工事である。鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄筋コンクリート造、鉄骨造地上5階地下1階建て延べ床面積15,796.28平方メートルを新築する。

本計画建築物は、鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄筋コンクリート造、鉄骨造の大規模かつ大空間のホールを有する建築物であり、長寿命化を図る上でも構造体の品質確保は大きな課題であるとともに、ホールの防音・音響性能の確保も重要である。このことから、コンクリート及び防音・音響関連工事の品質管理の技術的配慮が必要である。

また、工事箇所は山形駅の西口に位置し、線路に近接する特徴的な場所である。さらに、市の文化施設「山形テルサ」に隣接し、周辺にはマンション、中学校、ビジネスホテル、商業施設等が集積する市街地である。このため、工事箇所周辺の生活環境及び周辺住民、通勤及び通学をする者等の安全対策並びに当該施設の建設工事に対する理解の促進が併せて必要となる。

以上のように、対象工事は技術的課題があり、技術的工夫の余地が大きく、かつ、特別な施工技術を要する工事であることから、対象工事特有の技術的課題の解決に資する技術提案を求め、その提案内容と価格とを総合的に評価するものである。

(2) 総合評価の方法

イ 技術提案に関する評価

(イ) 評価項目

評価項目は次の表の左欄に掲げる項目とし、標準案と異なる施工方法等に関する技術提案（以下「技術提案」という。）を、中欄に掲げる提案項目ごとに求めるものとする。

| 評価項目            | 提案項目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 配点 | 加算点         |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-------------|
| ① 工事目的物の性能・機能   | <p>大規模かつ大空間のホールを有する公共建築物であり、長寿命化が求められる建築物であるため、これらについてのコンクリートの品質管理に関する具体的な対策を求める。</p> <p>また、ホールの防音・音響性能については特に配慮が必要である。所定の防音・音響性能が得られるよう、建築工事施工者が中心となって別途工事も含めて調整を行うと特記仕様書に記載されていることを踏まえて、防音・音響関連工事の品質管理に関する具体的な方法を併せて求める。</p> <p>これらについて、「密実なコンクリートの打設方法」を1項目、「コンクリートのひび割れの抑制対策」を1項目、「別途工事も含めて所定の防音性能（室内許容騒音、室間遮音性能及び建具遮音性能）を確保するための方法」を1項目、「別途工事も含めて所定の音響性能（残響時間及びエコータイムパターン）を確保するための方法」を1項目とする合計4項目について提案を求める。</p> | 20 |             |
| ② 安全対策及び環境対策    | <p>周辺住民や往来者等の安全を確保するため、近隣の交通状況、隣接施設でのイベント等も踏まえた具体的な安全対策を求める。</p> <p>また、山形駅、マンション、学校、ホテル等が集積する工事箇所の特異性に配慮する必要があるため、騒音・振動の防止・低減等に関する具体的な対策を併せて求める。</p> <p>これらについて、「工事車両の通行経路」を1項目、「隣接施設でのイベント等開催時における対策」を1項目、「現場付近の往来者に対する安全対策」を1項目、「工事現場で実施する騒音・振動の防止策又は低減策」を1項目、「近隣の施設及び住民に配慮した周辺美化の推進」を1項目とする合計5項目について提案を求める。</p>                                                                                                    | 10 | (ハ)の評価基準による |
| ③ 工事についての効果的な広報 | <p>交通機関の要で来県者への顔となる山形駅に近接する工事箇所であり、対象工事は社会的な関心が高く、工事に関する情報を広く発信するための効果的な広報について提案を求める。</p> <p>また、周辺住民等の理解を得ながら工事を円滑に進めるための具体的な方策の提案を併せて求める。</p> <p>これらについて、「工事の進捗状況の効果的な広報の方法」を1項目、「周辺住民に対する工事に係る連絡事項の周知方法」を1項目、その他工事についての効果的な広報又は周辺住民等の理解を得ながら工事を円滑に進めるための具体的な方策に関する提案を1項目（項目名は、入札への参加を希望する者が設定すること。）とする合計3項目について提案を求める。</p>                                                                                          | 6  |             |

備考 次の各号に該当する場合、当該評価項目についての評価点は0点とする。

- (1) 評価項目の①において、次のいずれかに該当する場合
  - a 提案項目数が4項目を超えるとき。
  - b 次の4つの必須提案項目に係る提案がないとき。
    - (a) 密実なコンクリートの打設方法
    - (b) コンクリートのひび割れの抑制対策
    - (c) 別途工事も含めて所定の防音性能（室内許容騒音、室間遮音性能及び建具遮音性能）を確保するための方法
    - (d) 別途工事も含めて所定の音響性能（残響時間及びエコータイムパターン）を確保するための方法
- (2) 評価項目の②において、次のいずれかに該当する場合
  - a 提案項目数が5項目を超えるとき。
  - b 次の5つの必須提案項目に係る提案がないとき。
    - (a) 工事車両の通行経路
    - (b) 隣接施設でのイベント等開催時における対策
    - (c) 現場付近の往来者に対する安全対策
    - (d) 工事現場で実施する騒音・振動の防止策又は低減策
    - (e) 近隣の施設及び住民に配慮した周辺美化の推進
- (3) 評価項目の③において、次のいずれかに該当する場合
  - a 提案項目数が3項目を超えるとき。
  - b 次の2つの必須提案項目に係る提案がないとき。
    - (a) 工事の進捗状況の効果的な広報の方法
    - (b) 周辺住民に対する工事に係る連絡事項の周知方法

(n) 要求要件

技術提案については、次に掲げる最低限の要求要件（以下「要求要件」という。）を満たすものであること。

- a 関係法令を遵守すること。
- b 設計図書に定められた施工方法及び品質管理方法を満たしていること。

(h) 評価基準

- a 標準点  
要求要件の全てを満たしている者に、標準点100点を与える。

- b 加算点  
イ(イ)の評価項目の①から③までごとに評価を行い、加算点（最大36点）を与える。なお、技術提案に関する評価方法は、入札説明書による。

ロ 評価値の算出式

入札価格、技術提案に係る総合評価は、入札者の申込みに係るイ(ハ) a の標準点（100点）、イ(ハ) b の加算点（最大36点）及び品質確保の実効性と施工体制確保の確実性を評価した点（以下「品質等確実点」という。）（15点）の合計を当該入札者の入札価格で除し、100,000,000を乗じて得た数値（ただし、10の(4)により山形県建設工事等低入札価格調査制度実施要綱（以下「低入札調査要綱」という。）の規定による低入札価格調査制度を適用することにより、入札価格が低入札調査要綱第2条に規定する調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回った場合は、品質等確実点を0点とし、イ(ハ) a の標準点及びイ(ハ) b の加算点の合計を調査基準価格で除し、100,000,000を乗じて得た数値とする。以下「評価値」という。）をもって行う。

(3) 入札参加資格の欠格

技術提案書を提出しない者、指定された評価項目の記載をしない者及び虚偽の記載をした者は、3に掲げる要件を満たす者であっても、この入札の参加資格を失う。

(4) 落札者の決定方法

次に掲げる要件を全て満たす者のうち、評価値が最も高い者を落札者とする。

イ 入札価格が規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内であること。

ロ 技術提案について、要求要件の全てを満たしていること。

- ハ 評価値が、基準評価値（標準点を予定価格で除し、100,000,000を乗じて得た数値をいう。）を下回らないこと。
- 5 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局  
山形市松波二丁目8番1号 山形県県土整備部建築住宅課営繕室建築技術担当  
電話番号023(630)2763
- 6 入札参加資格の確認等
- (1) 入札への参加を希望する者は、次に掲げる書類を、(2)に掲げる期間内に電子入札システムにより提出するものとする。ただし、書面による提出の場合は、5に掲げる場所に持参するものとする。
- イ 申請書
- ロ 3の(4)ニ及び3の(5)ハに係る総合評定値通知書の写し
- ハ 3の(4)ロ及び3の(5)イに係る施工実績を証する書類
- ニ 対象工事に配置する主任技術者及び監理技術者の資格及び工事経験を証する書類
- ホ 特定共同企業体の協定書の写し
- ヘ 特定共同企業体の代表者の権限に係る委任状の写し
- ト 技術提案書（VE提案書）
- (2) (1)に掲げる書類は、次に掲げる期間に受け付ける。
- イ 受付期間 平成28年12月27日（火）から平成29年1月23日（月）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）
- ロ 受付時間 午前8時30分から午後8時まで（受付期間の最終日にあつては、午後4時までとする。なお、持参による場合は、県の休日を除いた、午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に提出すること。）
- (3) 入札参加資格の確認結果及び技術提案書の採否は、申請者に通知する。
- (4) 競争入札参加資格者名簿（有効期間が平成29年3月31日までのものに限る。）に建築一式工事の資格を有する者として登載されていない者は、規則第125条第2項に規定する競争入札参加資格審査申請書（建設工事）を(2)に掲げる期間内に5に掲げる場所に持参するものとする。
- 7 入札保証金及び契約保証金等
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金等 建設工事請負契約約款第4条による保証（保証金額は、契約金額の10分の1に相当する額とする。）を付すこと。
- 8 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 9 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 10 その他
- (1) この契約においては、契約書の作成を必要とする。
- (2) 3の(3)ニに掲げる要件を満たさない者も6の(1)に掲げる書類を提出することができるが、入札に参加するためには、入札の前までに当該要件を満たしていなければならない。
- (3) 災害その他の事情により、電子入札システムに障害が生じた場合は、入札を無効とし、別途日時を指定して、書面による入札に変更することがある。
- (4) この入札は、低入札調査要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。
- (5) 調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、現場代理人と主任技術者又は監理技術者との兼務を認めない。
- (6) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。
- (7) 本件は、議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例（昭和39年3月県条例第6号）の規定により、県議会の議決に付さなければならない工事であるため、県議会の議決を経た後に本契約を締結する。ただし、本件の落札決定後、県議会の議決を経るまでの間に、山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合については、落札決定を取り消し、仮契約を解除する。
- (8) 入札参加者は、積算内訳書を入札時に提出すること。

(9) 対象工事に直接関連する他の工事の請負契約を対象工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定はない。

(10) 詳細については入札説明書による。

#### 11 Summary

(1) Subject matter of the contract: Construction of a new building: Yamagata Station West Central Facility (name not final)

(2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 4:00 P.M. January 23, 2017

(3) Time-limit for tender: 4:00 P.M. February 23, 2017

(4) Contact point for the notice: Prefectural Facility Building and Repairs Office, Construction and Housing Division, Land Development Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023 (630) 2763

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成28年12月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
情報セキュリティクラウドに係る機器及びソフトウェア 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県会計局会計課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2724
- 3 落札者を決定した日 平成28年11月24日
- 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社ハイテックシステム 山形市松栄一丁目16番7号
- 5 落札金額 118,800,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日 平成28年10月14日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県立酒田光陵高等学校教育用電子計算機組織の賃貸借サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成28年12月27日

山形県立酒田光陵高等学校長 鈴 木 和 仁

- 1 入札の場所及び日時
  - (1) 場所 酒田市北千日堂前字松境7番地の3 山形県立酒田光陵高等学校 小会議室
  - (2) 日時 平成29年2月6日（月） 午前11時
- 2 入札に付する事項
  - (1) 調達をする特定役務の名称及び数量  
山形県立酒田光陵高等学校教育用電子計算機組織の賃貸借サービス 一式
  - (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 契約期間 平成29年3月1日から平成34年2月28日まで
  - (4) 履行場所 入札説明書による。
  - (5) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち1箇月分に相当する金額により行う。  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札

者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間に相当する料金の総額のうち1箇月分に相当する金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成28年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成28年2月16日付け県公報第2722号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 当該賃貸借物品又はこれと同等の類似品に係る納入実績があることを証明できること。
- (5) 当該賃貸借物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。
- (6) 9の(1)により提出された仕様書等により、基本的仕様、特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。
- (7) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
酒田市北千日堂前字松境7番地の3 山形県立酒田光陵高等学校事務室  
電話番号 0234(28)8833
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県立酒田光陵高等学校事務室で交付するほか、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

### 7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

### 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### 9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書並びに2の(1)、(2)に記載した特定役務の仕様に適合するものとして作成した競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書、応札物品仕様書及び3の(4)、(5)に係る証明書（以下「仕様書等」という。）を平成29年1月23日（月）午後4時まで山形県立酒田光陵高等学校事務室に提出すること。この場合において、仕様書等を提出した者は、入札日の前日までに仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるもの

とする。

- (2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)、(2)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細については、入札説明書による。

#### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be procured: Lease service of a computer for Yamagata Prefectural Sakata Koryo High School: 1 set
- (2) Time-limit for tender: 11:00 A.M. February 6, 2017
- (3) Contact point for the notice: Yamagata Prefectural Sakata Koryo High School, 7-3 matsuzakai, Kitasennichidomae, Sakata-Shi, Yamagata-ken 998-0015 Japan TEL 0234(28)8833